

おいらせ町議会 平成30年決算特別委員会記録

おいらせ町議会 平成30年決算特別委員会記録第1号				
招集年月日	平成30年9月6日(木)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	平成30年9月6日 午前10時02分 委員長宣告			
閉 会	平成30年9月7日 午前11時47分 委員長宣告			
出席委員	氏 名		氏 名	
	澤 上 勝		澤 上 訓	
	木 村 忠 一		高 坂 隆 雄	
	田 中 正 一		平 野 敏 彦	
	檜 山 忠		沼 端 務	
	吉 村 敏 文		澤 頭 好 孝	
	西 館 芳 信		佐々木 光 雄	
	松 林 義 光		川 口 弘 治	
欠席委員	馬 場 正 治			
	職 名	氏 名	職 名	氏 名
会議事件説明のため出席した者の職氏名	町 長	成 田 隆	副 町 長	小 向 仁 生
	総 務 課 長	泉 山 裕 一	分庁サービス課長	松 林 政 彦
	企 画 財 政 課 長	成 田 光 寿	まちづくり防災課長	三 村 俊 介
	税 務 課 長	福 田 輝 雄	町 民 課 長	澤 田 常 男
	環 境 保 健 課 長	柏 崎 勝 徳	介 護 福 祉 課 長	田 中 淳 也
	農 林 水 産 課 長	西 館 道 幸	商 工 観 光 課 長	久 保 田 優 治
	地 域 整 備 課 長	澤 口 誠	会 計 管 理 者	赤 坂 千 敏
	病 院 事 務 長	小 向 博 明	教 育 委 員 会 教 育 長	松 林 義 一
	学 務 課 長	柏 崎 和 紀	社 会 教 育 ・ 体 育 課 長	田 中 貴 重
	選挙管理委員会委員長	相 坂 一 男	選挙管理委員会事務局長	泉 山 裕 一
	農 業 委 員 会 会 長	山 崎 市 松	農 業 委 員 会 事 務 局 長	西 館 道 幸
	監 査 委 員	柏 崎 堅 一	監 査 委 員 事 務 局 長	小 向 正 志
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	小 向 正 志	事 務 局 次 長	高 橋 勝 江
	主 任 主 査	袴 田 光 雄		

事 件 題 目	1. 認定第1号 平成29年度おいらせ町一般会計歳入歳出決算認定について
	2. 認定第2号 平成29年度おいらせ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
	3. 認定第3号 平成29年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
	4. 認定第4号 平成29年度おいらせ町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
	5. 認定第5号 平成29年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
	6. 認定第6号 平成29年度おいらせ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
	7. 認定第7号 平成29年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	8. 認定第8号 平成29年度おいらせ町病院事業会計決算認定について
	…………以下余白…………

発 言 者	発 言 者 の 要 旨
事務局長 (小向正志君)	<p>修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。ご着席ください。</p>
檜山委員長	<p>おはようございます。</p> <p>一言ご挨拶を申し上げますが、その前にけさ未明の北海道大地震、震度6強と のことで大きな被害が出ているようであります。被害が拡大しないように、また 犠牲者がいないように願うばかりであります。早い復旧を願うものであります。</p> <p>さて、議会中においても大きな地震があることもあろうかと思っておりますので、そ のときにはどうぞ揺れがおさまるまで、席下に身を寄せて身を守るようにしてい ただいて、揺れがおさまってから避難をしてくださるようにご協力をお願いしま す。</p> <p>それでは、ご挨拶申し上げます。</p> <p>付託を受けました決算特別委員会が開催されますが、今回の決算特別委員会審 査に当たっての議事進行につきましては、各位の何分のご協力をよろしく願い 申し上げます。</p> <p>着席して進めます。</p>
檜山委員長	<p>ただいまの出席数は15人です。定足数に達しておりますので、直ちに決算特 別委員会を開会いたします。</p> <p>なお、馬場正治委員は欠席であります。</p>
檜山委員長	<p style="text-align: right;">(開会時刻 午前10時02分)</p> <p>当委員会に付託されました議案を審査する前に、先般配付済みの平成29年度 おいらせ町一般会計歳入歳出決算書について、一部誤りがあった旨連絡がありま したので、お手元に配付のとおりお知らせしておきます。</p> <p>このことについて、当局の説明を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p>
企画財政課長 (成田光寿君)	<p>おはようございます。</p> <p>委員長のお許しを得まして、発言いたします。</p> <p>本日、お手元にお配りの資料、平成30年第3回おいらせ町議会定例会議案別 冊資料の訂正についての関係でございます。</p> <p>既に、皆さんにお配りの資料、平成29年度一般会計歳入歳出決算書の中に、</p>

	<p>一部誤りがございました。場所は162ページです。本日お配りの1枚物の資料の裏面にもその部分掲載してございます。上段のほうが正しいもの、下段のほう が誤りということになります。</p> <p>具体的にお話しいたしますと、財産に関する調書の欄のうち(4)出資による 権利であります。八戸地域広域市町村圏事務組合の欄、前年度末現在高2, 2 02万8, 000円とありますが、正しくは550万7, 000円でございます。 また、その隣の欄、決算年度中増減額の欄も同様に、現在はマイナス2, 202 万8, 000円とありますが、正しくはマイナス550万7, 000円でありま す。それに伴いまして、下のほうの小計の欄及び最後の合計の欄もあわせて変わ ることになります。</p> <p>以上、訂正してお詫び申し上げます。大変申しわけございませんでした。以上 であります。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>次に、監査委員より提出されております各会計歳入歳出決算審査意見書について 質疑を受けます。1ページから17ページまでとなります。質疑ございませんか。 6番平野委員。</p>
<p>平野敏彦委員</p>	<p>おはようございます。</p> <p>この監査意見書について、病院事業会計のところで監査委員の所見をお伺いし たいと思います。</p> <p>今年度の決算を見ますと、純損失が出ておりますけれども、この部分について の将来的に解消見込みとか、そういうものの部分が文面、文言にあらわれていな いんですけれども、これはどういう監査委員の評価をしているのかお聞かせいた だきたいと思います。</p> <p>そしてまた、病院事業会計については、今までも入院患者数の減少とか診療単 価の低下、純利益を上げることができないということで、28年の意見書にあり ます。非常に厳しい意見を出しておりますけれども、その後改善された点とか、 そういうものが今年度も出ていないわけで、この辺については前年度の数値から 見た27年、28年、29年連続して対比して見たときの監査委員の評価という のは、どういう形で見ているのか、この2点お伺いしたいと思います。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>答弁願います。</p> <p>監査委員。</p>
<p>監査委員</p>	<p>今、ご指摘を受けましたことを謙虚に反省したいと思います。</p>

(柏崎堅一君)	<p>正直申し上げますと、初めてのことだということもありましたので、事務局から説明を受けた程度で、どこがどういうふうに改善点あるいは将来的なあり方ということについては、余り深くまだ見えておりませんでした。</p> <p>以上でございます。</p>
檜山委員長	<p>いいですか。</p> <p>平野委員。</p>
平野敏彦委員	<p>就任間近ということで、私はそれも今の答弁でやむを得ないと思います。ただ、今までの29年度の決算だけじゃなくて監査の意見書というのは毎年出ているわけですから、さかのぼって比較していけばこの部分が気を使って監査しなければならないのかなという点も出てくるのかなと思いますので、この辺は監査委員にお願いしておきたいと思います。</p> <p>特に、病院経営については非常に厳しい状況が続いておりますので、数字的な部分、それから医療体制の部分、これについては開設者、町長にも、その都度その都度意見提議をしていったほうがいいということで、私からお願いをして終わります。</p>
檜山委員長	<p>いいですか。</p> <p>川口委員。</p>
川口弘治委員	<p>15番の川口です。</p> <p>私からは、代表監査委員には就任早々に決算審査という大変な業務審査をして、こういう計算書をまとめたことに対して、本当にご苦労さまでしたと、私、最近まで、去年までそれをやっていた監査委員としてご苦労お察いたします。</p> <p>まず、金融の専門家でもあります代表監査、数字の行政の財務会計というんですか、この数字のとり方というのはなかなか民間から見ても非常にわかりづらい、非常に数字を理解するには、正直言って時間がかかるものと思います。といいますのも、私も経験上、他町の代表監査委員のお話の中でもたとえ公認会計士、税理士さん、そういう専門分野の方であっても、この行政の仕組みというのは数字の見方というのは非常に独特でわかりづらいという声は、監査会の協議会の中でもよく出る意見でございました。</p> <p>そもそも、監査委員をやっていてわかったことは、この行政の監査、行政の会計のそもそも専門家というのはいないです。民間であれば、法律にのっとって公認会計士であるとか、資格を持った専門の職種があるんですが、行政に関しては専</p>

	<p>門家がないんです。ですから、非常に戸惑う監査、特に決算審査になると、全課にわたっての総トータル170億円を超えるその決算書でございますので、そして財務諸表につきましては、町の財政担当者から提示される資料もこれも一旦は出るんですが、そのもとになる計算式というのは町の財務課長でも、これはわかりません。県にお伺いを立てて指導を受けて、それでまた調整されて返ってくる。県は県で国から調整されてやっているという仕組みを、どうかご理解いただきたいなど。本当にそういう意味では大変ご苦勞であったと思います。</p> <p>何年前から、私たちが受けている意見書の中に添付書類として後ろのほうにグラフが添付されております。このグラフについては非常にわかりやすい。このところのグラフを3年ないしの比較を3年、4年ないしの比較を見て、我が町の収入状態または財政状態というのが滞納処理、この辺の各課の努力の跡が見てとられるもの。こういうところも見えて評価して、問題提起をして我が町の健全財政がいかに正常に機能しているか。そういうところも含めて評価していただければいいかと思いますが、その点代表監査にはなったばかりで、こういうことも含めて今後何とか頑張っていたきたいなと思ひまして感想がありましたら、どうぞ。一言お願いします。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>代表監査委員。</p>
<p>監査委員 (柏崎堅一君)</p>	<p>監査意見書作成に当たりまして、まず今川口委員がおっしゃったように、非常に広範囲な、しかも膨大な資料、資料という中をさまざま突合していくわけですが、それでまず精いっぱいというのが今回の状況でございました。</p> <p>意見書につきましても、毎回同じ意見書じゃないのかということ、考えをお持ちの方もいるかと思ひます。確かに、何年かしましたらさまざまな、平野委員がおっしゃったような、視点を変えて今後のことを見ていくということができれば、若干意見書も変わってくるのではないかなと思ひます。</p> <p>そういうあれで、就任間もないということで免じてもらうわけではありませんけれども、一生けん命頑張ってます、果たして出てきた数字、今おっしゃったグラフで見るさまざまな動きというものも大事ですけれども、果たして町民の皆さんから頂戴した税金が、どういうふうに町の人たちの要望に応えられていくのかというところが一番だと思ひます。</p> <p>確かに、幾ら幾ら剰余が出ましたということも同じかと思ひますけれども、まず一番は預かった税金をいかに町民のために、赤字に出ないようにうまく使うということが一番大事なことかと思ひますので、そこら辺もこれから視点を変えて見ていきたいと思ひます。ひとつご指導よろしくお願ひします。</p>

檜山委員長

川口弘治委員

川口委員。

ありがとうございます。

大変就任早々で、このような意見を求めることをお許しいただきたいと思えます。まずは、先ほど平野委員からも出ましたが、病院会計については非常にわかりづらいという、単純にそういう言い方では問題があるかと思うんですが、なぜわかりづらいか、そういう見方で私はやっていて経験上、公営企業という会計の仕組み、これがここ近年でもまた変わっております。ここに出ている一般会計の行政会計というのはまた違う会計の仕組みになっております。民間がやっている会計はまたこれも全く違う会計となっています。両方あわせて兼ね備えたような会計、わかりやすく言うといいとこどりをしたようなのが公営企業、病院とかの企業会計ではないかなと、勝手に想像していますけれども、その中でよく収益の話が出ます。収益は基本的には単年度で見る事業としては当然大事なことでございます。収益費用等差し引いたのが営業収益で、営業外も含めて費用も含めた差引きで、要は利益分が幾らかと、非常にわかりやすい部分。ところが、病院の先ほど言った公営企業の仕組みの中には、要は資本、資産、そういうものの判断力というものが、資金留保とかさまざま言われている病院企業会計の中で非常にわかりづらい。

代表監査がわかっていると思います、当然、専門だからわかると思いますが、企業の病院の資本力そのものが企業の力というもので、単年度で赤字をしたからつぶれるんでないかとかどうのこうのという、そういう判断をしたときにはまず資本力を見る。

我が病院の会計の中で出てくる貸借対照とか、さまざまそういうものでは物すごい資本力が大きいんです。前公営企業でつくられた役所独特といっちはなんです、そういう資本の計上の仕方、新しく公営企業法になって若干民間方式で実質借りているものは負債に計上しましょうと、そういうくらいいいとこどりをしたのが、今の現在の公営企業という形であっても、我が病院の資本力というのは負債とか借金とか、さまざまなそういう営業損益というものから見ても、物すごく大きい。だから経営自体としては安泰ですよと、一部そういう力を秘めた、持っている病院であるという、財務上ではそうではないかなと私は解釈しておりますが、病院長、間違っていたらその辺、はい、わかりました。

そういうところで見ただけであれば、もっと決算書類として我々も理解をし、また事務方の説明も非常に丁寧に、この決算を上げるまでに正確に書類を上げていただいている。この事実は私は皆さんにお知らせしたいと思えます。

檜山委員長	以上で終わります。
(委員席)	**なしの声**
檜山委員長	<p>答弁、よろしいですか。</p> <p>ほかにごいませんか。</p> <p>なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>当委員会に付託されました認定第1号から認定第8号までの認定議案のうち、認定第1号、平成29年度おいらせ町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>会計課長。</p>
<p>会計管理者 (赤坂千敏君)</p>	<p>それでは、認定第1号についてご説明いたします。</p> <p>事前に提出しております平成29年度おいらせ町決算報告書の主要施策の成果に基づき、主要部分のみ説明いたしますので、よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、主要施策の成果の1ページをごらんください。</p> <p>まず、決算規模でございます。</p> <p>第1表、決算規模及び収支の推移をごらんください。</p> <p>右端に記載の平成29年度歳入決算額は117億3,237万4,000円で、前年度に比べ5.3%の増、また歳出決算額は115億6,963万5,000円で、5.8%の増となっております。</p> <p>歳入歳出差引額は1億6,273万9,000円の決算額です。このうち、翌年度へ繰り越しすべき財源は2,693万8,000円です。</p> <p>歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越しすべき財源を差し引いた金額が実質収支額となり、その金額は1億3,580万1,000円の決算額となります。</p> <p>実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定及びおいらせ町財政調整基金条例第2条第2号の規定に基づき、決算剰余金の2分の1以上である7,000万円を基金積み立てするものです。</p> <p>続きまして、6ページをごらんください。</p> <p>歳入の内訳ですが、主な項目についてご説明します。</p> <p>まず、1款、町税です。</p> <p>科目別収入状況の表をごらんください。</p> <p>町税の収入済額は26億4,607万6,000円で、前年度比1億507万</p>

7,000円、4.1%の増となります。

主なものでは、町民税が11億6,885万円、前年度比7,453万7,000円、6.8%の増、固定資産税が12億46万1,000円、前年度比3,965万5,000円、3.4%の増となりました。

続きまして、8ページをごらんください。

10款、地方交付税です。地方交付税の状況の表をごらんください。

交付税の決算額は35億1,153万2,000円で、前年度比2億7,481万1,000円、7.3%の減となります。

内訳としては、普通交付税は30億4,416万1,000円で、前年度比2億4,298万3,000円、7.4%の減となります。また、特別交付税は3億7,792万6,000円で、前年度比2,495万2,000円、6.2%の減、震災復興特別交付税は8,944万5,000円で、前年度比687万6,000円、7.1%の減となります。

続きまして、11ページと12ページをごらんください。

14款の国庫支出金です。国庫支出金の内訳の表をごらんください。

まず、11ページの合計額ですが、収入済額は13億5,483万4,000円で、防衛施設周辺民生安定施設整備事業費補助金などの減と、臨時福祉給付金給付事業費補助金などの終了により、前年度比2億2,354万7,000円、14.2%の減となります。

続きまして、14ページをごらんください。

18款、繰入金は、収入済額は2億9,682万7,000円で、前年度比1億789万4,000円、57.1%の増となります。

増額の主な要因としては、財政調整基金繰入金などによるものです。

続きまして、16ページをごらんください。

21款、町債は、借り入れ額合計は16億580万円で、前年度に比較して6億6,347万2,000円、70.4%の増となります。増額の主な要因は、学校給食センター建設事業及び防災施設等整備事業などによるものです。

次に、歳出、17ページをごらんください。

目的別歳出の第7表、目的別歳出決算額の推移をごらんください。

構成比で大きいものは、3款、民生費の32億7,951万1,000円で、構成比は28.3%となり、以下、10款、教育費26億9,236万4,000円、23.3%、2款、総務費14億865万1,000円、12.2%、8款、土木費13億3,029万1,000円、11.5%、12款、公債費10億6,241万8,000円、9.2%の順になります。

前年度と比較してみますと、教育費は学校給食センター及びプール施設建設事業

<p>檜山委員長</p>	<p>などにより、13億6,522万3,000円、102.9%の増、民生費は木ノ下児童センター増改築事業などの減により3億873万4,000円、8.6%の減、消防費は防災行政無線放送施設整備事業などの減により1億6,292万5,000円、19.5%の減、公債費が町債償還元金などの減により1億3,325万5,000円、11.1%の減となりました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑は、歳入歳出決算書事項別明細書により行います。</p> <p>歳入歳出決算のうち、歳入についての質疑を行います。</p> <p>第1款、町税についての質疑を受けます。</p> <p>15ページから16ページまでとなります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>平野委員。</p>
<p>平野敏彦委員</p>	<p>おはようございます。6番平野です。</p> <p>私は16ページのところで、町税のところの収入未済額が今年度は5,276万6,646円、それからこの中で固定資産が1億2,825万6,423円あるわけで、現年度分が11億6,867万2,385円となっているんだけど、今説明見ますと、固定資産がふえているのは住宅の新築等により、償却資産の増加によって税もふえていますよという説明がありましたけれども、収入未済というのは要因が、収入未済になっているのか。ここをお聞かせいただきたいと思います。</p>
<p>檜山委員長</p> <p>税務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>税務課長。</p> <p>平野委員の各質問にお答えいたします。</p> <p>今お話のありました固定資産税の未収額の内容になってくるかと思います。滞納繰越分につきましては、固定資産ですので、土地、家屋、償却資産ということで、企業等が償却資産を保有している部分に対して固定資産かかるものになりますけれども、詳細な割合まではこちらで数字をつかまえておりませんが、一つの大きな金額は、例えば町内に企業が入ってきてその企業が倒産等した場合に、その建物、土地等固定資産があるわけなんですけれども、倒産時に財産等を精算等して、その売却等がない場合には倒産した会社の名義の固定資産が残って</p>

	<p>しまいます。会社自体がもうないわけなんですけれども、請求先がなくてどうしても未収額という形である企業が数社ありますので、その部分がどうしても課税をかけていく。ただし、収納先がない形になりますので、5年を経過した形で不納欠損という形になっているものが大きなものになります。</p> <p>そのほかには、滞納される方につきましては、固定資産税だけでなくほかの税につきましても応分に滞納を繰り越している方々がありますので、家屋またはそういう償却資産におきましても、大規模な企業以外にも個人事業者もありますので、そういう部分の積み重ねになってきているところになっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>平野委員。</p>
<p>平野敏彦委員</p>	<p>今の説明で、企業倒産によって請求先がなくなったという説明ですけれども、私はこれ見てまず滞納繰越分が2,300万円もあるわけで、そうするとことしの分というのは1億幾らですから、7,300万円以上の未収になっているわけですね。そうすると、企業倒産と言いますけれども、納入されない場合についてはもう事前にわかるわけですよ。税金が入ってこないわけですから、その時期に。なぜ入ってこないのかという調査をしていくことによって、企業の経営状況とかそういうのを把握することによって、例えば競売にかかる前に町で参加することによって、税金分は確保されるようになっていいると私は思うんですけども、競売かかっててもですよ、債務者だけが優先してとるわけじゃないんですよ。手続すれば、税金が先に優先してとれると私は思うんですけども、このところ確認しておきたいと思いますが、手続をしないからそうなのか。手続をしなくても残りがなくてというのか、この辺についても、もう1回詳しく説明いただきたいと思いますが、個人分だって結局今住宅が予想以上に、私建っていますけれども、例えばその前ですと5年なら5年、軽減とかそういうのがあって、3年とか軽減があって、一気に固定資産のもとに戻る率になったときに、納めていないという人も多数あったという記憶もしていますけれども、この辺個人の分については今の点、企業についてはさっき話したような競売等に参加する手続、そういうものがなされたかどうか、この2点お伺いします。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>税務課長。</p>
<p>税務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>今のご質問にお答えいたします。 済みませんが、主要施策の46ページ、ご参照いただきたいと思います。</p>

	<p>平野委員がご指摘の企業倒産等の競売、個人の場合もありますけれども、その部分のところで裁判所に交付要求をちゃんとしているかという部分の問いにお答えしたいと思います。主要施策46ページ、2段、中段2番目に交付要求の状況という形で29年度に交付要求した件数等を載せさせていただいております。</p> <p>ここに、内訳、本年度終了の下のところの内訳で配当というところがあります。交付要求をしている中で29年につきましては1件だけ、交付要求に対する配当が来ております。ただし、それ以外のもの、ここは交付要求累計額、一番上にありますけれども18件、本税にして5,340万8,344円の交付要求を行っておりますけれども、先ほど言った1件以外はやはり配当がなく終わっているという部分になります。</p> <p>また、競売に関しましては担当職員が官報等を定期的に確認をしながら、また裁判所から来た通知に応じて交付要求を行っているということで、ご理解いただきたいなと思います。</p> <p>個人の建物につきましては、先ほど答弁した中で追加があるんですけども、死亡相続後のものも若干あります。要は相続、亡くなった方の建物、土地に対して相続をしっかり行っている場合は問題はないんですけども、相続をしないでそのままになっているものがあります。それにつきましては、一応家族、子供たち、大体相続に値する方々に対して代表の方を定めてくださいということで照会をかけて、その照会に対しても反応がない場合は連絡等を取りながらしているところですけども、家族の中にあつては相続放棄される方もありますので、そういう部分について若干繰り越しとか未収になる場合もありますので、全部対応できているわけではないかと思っておりますけれども、できるだけそういう課税、収入、収納に結びつくよう対応はしているところであります。</p> <p>以上です。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>平野委員。</p>
<p>平野敏彦委員</p>	<p>企業の場合で、交付要求18件あつて1件が28万7,900円の配当があつたということですけども、今の税務課のスタッフ、そういう部分からいっても、私は前々から質問していますけれども、対処をするには非常に現行の体制ではなかなか容易でないと指摘をしているわけで、それもなかなか改善されていないように見えます。私は今職員の再雇用が継続してやっていますけれども、その再雇用先がほとんど事務部門ばかりの部署、施設関係、私はそういう人方をこの滞納に向けて専門的にやらせたほうが、非常に効果が上がるんじゃないかと、私は前々から思っているんですけども、全然そういう配慮が見えないなというのが</p>

	<p>一つ、これについては町長から将来これからの再雇用についての見通し、税対策 どういうふうを考えているか町長からお聞きしたいと思います。</p> <p>それからもう1点、今説明があったように、子供が少子化になって遠いほうに 住んでいたりなにかして、土地の相続をして税金を払う、そういうのができない という人もいます。実際にうちの町内でも何年も放置されているうちが何 軒かあります。見ますと、周りに親戚もいない、子供は遠く県外にいる。これが 空き家になっているし、またいろんな意味で防災、安全対策上もこれからいろん な問題がはらんでいるわけです。税金だけじゃなくて、税を通していろんな地域 の実態が今浮かび上がってきているわけですから、ぜひこれらの解消をするため にも、その代表者を定めるように、税務課でやっても決められないというのはや はり今のような実態があるからですよ。もっと、庁内挙げて対策を講ずべきだと 思いますけれども、この辺もあわせて町長、副町長、1つずつお答えをできれば と思います。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>町長。</p>
<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>大変、厳しい指摘も受けましたけれども、実はこの滞納には専門の徴収員がい まして、一生懸命頑張っており、私は経験上この職員見たことないくらい頑張る な、例えば、給料日には給料差し押さえあるいは生命保険の差し押さえ、あるい は中途解約ですね、本当はそこまでやらなくてもいいようなところまで厳 しく頑張って、徴収に努めている方もいます。</p> <p>また、今提案のありました再雇用の人たちにもという提案もありますけれど も、果たして再雇用の人たち、後ろ向きな答弁ではありませんよ。ただ、再雇用 の人たちが果たして現場にいる今の現職よりも徴収能力あるいは活動力がある かというと、少し難しい部分もあるだろうし、また適任者もいるかもしれません。 そういうことも含めて、これからも来年度に向けて、再雇用の方々でも適任者 の方がいればそちらに配置します。ことしもたしか税務課に1人配置はしているん ですけども、仕事の内容まで把握してないので、適任者であればお願いしなけ ればならないし、やはり人の会話するあるいはそういう財産を押さえるのは苦手 な人もあろうかと思しますので、そういう部分、適性を含めて検討していかなけ ればならない部分もあるので、それにまた再雇用の職員はあくまでも再雇用です から、相手から反発を受けた時点でその正職員みたいに反応していいのか、ある いはやはりおとなしく戻ってくるあるいはそういう部分もあるのかなという気 がしている。</p> <p>まずもって、滞納者の意識を変えていかなければならない部分もあるのかなと</p>

	<p>いう気がしています。</p> <p>少し、話長くなりますし、変な話になります。私、ここに来る前に改良区にもいたことがあって、改良区の滞納部分はやはり行政をお願いして取れるという規則があるので、上がってくる滞納者の名簿を見ますと、改良区に滞納しているくらいの方は、やはり役場にも滞納している。どっちに行っても滞納する習慣というんですか、くせというんですか、そういうものがもうあっているのかなという気がして、これどうだ、これああだって職員たちに調べさせて、ちょっと無理ではないですか、過去に何回も督促しても無理だとかってですね。そういう部分で不納欠損になる部分が今、年間どれくらいあるのか。前ですと5,000万円近くあったんだけど、そういういかにして欠損金を減らすかというのは、我々の課題だし、ただ金がないって言っていないでそういう部分で年間3,000万、5,000万円の金が2,000万でも3,000万円でも入ってくれば、大変財政としては助かるわけですから、今後も今のご指摘、ご忠告に対応できるように頑張っていきますので、もう少し様子見ていてください。よろしくお願います。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>副町長。</p>
<p>副町長 (小向仁生君)</p>	<p>前段の収納対策の再雇用の関係については、今町長が申したとおりでございます。ただ再雇用に関しては今短時間の勤務ということで、1日を通して関係上、そしてまた税務課には今2人ほど配置してはいますが、その2人の交代の引き継ぎ等がうまくいっていないかどうかあれですけれども、その辺の兼ね合いもあって、次年度からはできたらそういう部分では再雇用も、短時間ではなくて1日通算でいて、1つの仕事を係として持ってもらおうという仕組みを今考えておりましたので、そのことが生かされれば税の収納対策にもつながっていくのかなという思いがしております。</p> <p>それと、空き家対策なんですけれども、空き家に関しては固定資産税を賦課するわけなんです。賦課する人は兄弟であったり子供であったりとした場合には、代表のある方に一応通知は出します。出しますけれども、その方たちが相続を放棄したということになると、そもそも取れる状況にはないということから、その放棄に至らない場合に、本来であれば通知を出して税を徴収することが一番なんですけれども、なかなかその代表がどなたになるかということも一応個人情報関係からも、町民課で調べ上げてうまく伝わっていかないということもありますので、この辺のところは今後また検討材料として検討していかなくはないという部分だと思っています。</p>

檜山委員長	以上です。
平野敏彦委員	<p>続けることができるということです。</p> <p>平野委員。</p>
檜山委員長	<p>今、前向きな部分もありますけれども、この事例はもうずっと前に十和田市で退職者をチームを組んで滞納整理に当たって、効果が上げた実績が、私聞いています。これ見てもわかりますように、収入未済額が1億8,600万円、例えば4人編成なり5人編成にしても、これの何%か取れば私はもとはとれると思いますよ。やはり、再雇用制度の人数もそこにまとめたら、4時間、4時間、4時間でやったら、1日以上的人数になるんでないですか。そういう形で、私はやられたほうが効果が上がると思いますし、なるほど町の町民も、納めている人から見ればなるほどという思いもすると思いますし、全然目に見えないというのが町民に不信を感じさせる部分だと思しますので、もっと手法、方法、そういうものを検討して強力な取り組みをお願いして終わります。</p>
<p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>私から再雇用のことについて答弁させていただきます。</p> <p>先ほど副町長おっしゃったとおり、来年度から少し変えたいと思ってただいま検討して取り組んでいるというのが確かにあります。今のところ、出先のほうに、施設にいる方が多く、また先ほど言ったみたいに、簡単に申し上げると3日交代みたいな形になっていますので、なかなか仕事が責任ある仕事が持てないというのが課題としてありました。</p> <p>ただ、来年度に向けては、できるだけ課長がいる課の中に入っていただきたいということと、持っている知識、経験は非常に課長とか課員に対しても助言することでかなりの効果が出ると思っておりましたので、そういう形で取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>ただ、税務課のほうにある程度集約してというのは今のところ考えておりませんでしたので、ご意見として賜っておきたい、受け取っておきたいと思います。</p> <p>以上になります。</p>
檜山委員長	平野委員。
平野敏彦委員	今、総務課長が言っていることもわかりますけれども、私は今の再雇用の位置

<p>檜山委員長</p> <p>(委員席)</p>	<p>づけが主査の地位で再雇用の各課に配置になりますけれども、私は余り好ましくないと思うのは担当課長がかわったりなんかして、1年生の場合自分の思いとかその仕事のやる方向づけ、いろんなものを持って任務に当たると思うんですけども、やはり自分よりも先輩のそういう人がいて適切なアドバイスをいただければいいと思うんですけども、相当気を使っているなという思いを私しています。もっと、課長の管理職の個性を生かす方向、私は再雇用の方は極力今言ったような特殊勤務に回していったほうが、かなりのいろんな意味での協力体制、課長の思いというのは部下にも伝わると私は思いますよ。</p> <p>なんか、位置づけも主査ですから、その下の職員はどっちにも気を使っている。そういうものを私見ますので、できればまとめて効果を上げるような手段を講じたほうがいいと思いますよ。</p> <p>以上、1件だけ申し上げて終わります。</p> <p>ほかにごいませんか。よろしいですか。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、第1款についての質疑を終わります。</p> <p>次に、第2款地方譲与税から第11款交通安全対策特別交付金までについての質疑を受けます。</p> <p>15ページから20ページまでとなります。質疑ごいませんか。</p> <p>川口委員。</p>
<p>川口弘治委員</p>	<p>地方交付税について、お伺いします。きのうからまた交付税が減ってきているという課長の説明をいただいております。</p> <p>まず、合併した当初から交付税が減るっていうふうに、その根拠ですね。国ではこういうふうにどうして合併時は交付税が高かったとか、そのところの説明をひとつお願いします。</p>
<p>檜山委員長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>それでは、川口委員にお答えいたします。</p> <p>地方交付税の中でも、普通交付税の合併時からの減額の関係だと思えます。合併算定がえというものでございまして、当然合併しますと旧町複数あったものが1つの町になりますので、当然財政規模、それから地方交付税算定する場合その自治体が必要とするもの、基準財政需要額といいますが、その一方で入ってくる</p>

	<p>基準財政収入額、その差額が普通交付税という形で入ってくることになります。</p> <p>当然、2町で計算したほうがその額は大きくなります。ところが、合併いたしますと1つの自治体になりますのでその額も小さくなると。国で合併する際に普通交付税が急に小さくなる、減額されると自治体運営に支障があるだろうということで、激変緩和措置ということで合併算定がえの措置を設けました。予定、合併前の旧百石町、旧下田町、2町で交付されたものを急激においらせ町1町分での計算するものではなくて、数年間をかけて1町分に減らすというものが合併算定がえの内容でございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>川口委員。</p>
<p>川口弘治委員</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>国が地方に町村合併を進めているいろんな緩和措置を時限立法等で進めて、本来はこういうふうには交付税についても、あるべき姿として算定されると低くなりますよという、そういう流れの中で合併時から比べると交付税が減ってきている。これはたしか、合併時の特例から1町として見て、現在減っているんですが、5年とか3年とか、そういう区切りで向こう減りますよという話ではなかったんでしょうか。きのうの説明だと7年減少していると聞きました。そのところは。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>企画財政課長。</p>
<p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>川口委員にお答えいたします。</p> <p>合併算定がえの措置は、平成31年度まででございます。済みません、ちょっと今時期は確認いたします。</p> <p>きのう発言いたしました7年連続というのは、国において国全体の地方交付税の総額を国税を充当してやっているわけなんです、国のほうでの予算措置が7年連続で減るという意味でございます。町の合併算定がえの期間とイコールということではございません。</p> <p>それから、合併算定がえの期間が、平成32年度までであります。</p> <p>以上です。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>川口委員。</p>
<p>川口弘治委員</p>	<p>ありがとうございます。</p>

	<p>この交付税の措置は国では総務省でございます。総務省が交付税を算定して配布しているということです。</p> <p>総務省では、たしか人口将来推計とか日本の地方も、我々の町も2050年には人口がこうであるという指標も総務省で出しております。ですよね。この交付税の算定は、たしか非常に算定の基準というのがよくわからないというか、人口密度も人口も関係していると思っていましたが、そこは間違いないでしょうか。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>企画財政課長。</p>
<p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>川口委員にお答えいたします。</p> <p>人口密度といいますか、各自治体の人口は関係してございます。普通交付税を算定する際に、基準財政需要額、どれくらい必要かという算定式の中に、人口の数値も入っておりますので、算定式の中に入っております。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>川口委員。</p>
<p>川口弘治委員</p>	<p>密度は関係ないんですね。それぞれの町村には面積、まず持っている土地の面積で、当町においては非常に人口の割合にしては密度が非常に、行政サービス的に見ても非常に平たんで地形的にも恵まれた、行政サービスには向いているという利点があると思いますが、そう言うものというのは一切、要は何を言いたいかといいますと、人口は我が町では将来的には減るっていても、微減していくと予想されていますけれども、全国的に見て人口、推計で総務省で将来的には各自治体の人口はこうなりますよというのは当然出ていますけれども、もう一つは自治体区切りを5,000人規模と1つの単位として、総務省ではここ二、三年前でしたか、たしかそういう見方をしていくんだと、要はちょっと詳しくはわからないんですが、乱暴に言うと5,000人に満たない自治体は自治体として認めないよという、そういうことを言う専門の人もいましたけれども、人口の減少率、減少を各自治体、地方が抱えている少子化問題も含めて、将来的にそういう推計が出ていて、人口減と交付税の見込み予測というのはどのように推計されると思いますか。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>企画財政課長。</p>
<p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>川口委員にお答えいたします。</p> <p>先ほどの人口密度のお話、人口がその算定式の中にあるというお話をいたしま</p>

	<p>したが、算定式の中に係数というものがございまして、そこには人口密度がかかわってございますので、人口密度が全く関係するわけではなくて算定式の中に含まれているということがありますので、そこは訂正いたします。</p> <p>それから、交付税、国で交付税の配分するわけなんです、国で将来的なものを含めて交付税の計算の考え方でありまして。もともと、地方交付税というのは国税で徴収したものを、各地方に配分するものであります。その国税というものも、所得税であったり法人税であったり酒税であったり消費税であったり、そういった中から地方交付税のほうに配分いたします。毎年度、国で配分する額が決まれば、その配分される中で予算額の中で各地方にそれを再配分いたします。</p> <p>再配分する際は、先ほど地方交付税の算定の概要をちょっとお話しいたしましたが、基準財政需要額、各自治体が必要とされる額、それに対して基準財政収入額、入るもの、その差額がいわゆる財源不足という形で国から地方に配分されるのが普通交付税であります。よって、その年度その年度ごとに、国から配分される予算の中で普通交付税が決まりますので、将来的に人口が減少されていくからその分を加味するとか、そういうものは特段現在の交付税制度の中では入ってございません。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>川口委員。</p>
<p>川口弘治委員</p>	<p>大変しつこういようで申しわけございません。</p> <p>それを聞いて一つの、同じ総務省の考え方で地方自治、我々地方を見ていて将来的に人口も減りますし、余り何ていうんですか、発展的な話ではないです。</p> <p>それから、財源とともに当然自治体として少なくなっていくというのも、これもまた将来的には夢のある話ではないです。だけど、地方として人口減を何とか食いとめて自治体を継続していくため、そのためにはいろんな工夫も必要だし、国に訴えることも必要だと思います。</p> <p>そこで、今課長がいろんな財政規律をもとにして、非常に国からの指導も受けて健全に財政規律を守って健全財政を保っていくというの、事務方としてそれは非常に努力されていることの、今後ともそういうところでご苦労されていると思いますが、それで町長、副町長、いろんな意味で政治的に判断する政策を進めるためには、当然財政措置が必要です。そういうものと、今言う財政規律との政治的な判断、そここのところで将来の町を発展していくという、一つのビジョンみたいなものを、予算措置になると当然事務方との、また国とのいろんな状況の中でそういうのもレクチャーを受けて自分の政策、政治判断をしていかなきゃならぬ</p>

<p>檜山委員長</p>	<p>と思いますが、そういう持続可能な町をつくっていくんだという公約のもとで、成田町長に対しては将来も含めて事務方との行政の発展するために、いろんな意味でのこれからの施策というんですか、どのように、ざっくりなんですか、考えているかひとつご所見をお願いいたします。</p>
<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>まずもって、国からもらうものはこちらから要求してそれでというわけにいきませんので、まず入ってくることを積算というんですか、予想して堅実な財政運営しなければならないと感じております。ですから、返せる分の借金はいいんですけれども、ちょっと無理だなというのは担当職員方とも相談しながら、余り借金はしてはいけないし、またきのう平野さんはどんどん使えというご意見もありましたけれども、やはり2万5,000の町民の方々から指示を受けているので、自分がいるうちは徹底して使って、大々的に花火打ち上げていいということではなく、後々町の存続を考えながら財政運営していかなければならないと常々考えておるので、やはりもらったもの、入ってくるものから引いた使い方をしていくのが当然であろうかと思っておりますので、そういう部分を含めて余り、無駄ということはまた語弊があるかもしれませんが、できるだけ堅実な財政運営に努めていかなければならないので、29年度ですか、ことしも財政が堅実な交付税措置考えてくれたもので、今決算時期になっていい部分で余分に予想外に入ってきたなと思っているか、少ないなと思っているかは別として、剰余金が出たということで、町民と約束した事業はこれからも実現に向かって進めますけれども、できるだけ袖は振れぬという話もあるので、例えば補助金でも事業でも、やはり今までと同じではないよということも、町民の皆様に理解していただいて、さっきも言いましたけれども、継続できる財政運営に努めていきますので、ご支援、ご理解のほどよろしく申し上げます。</p>
<p>檜山委員長 川口弘治委員</p>	<p>川口委員。</p> <p>済みません、最後ですので、ちょっと要望的な話で町長にお願いしたいのは、先ほど税金、人口も関係して国はそうですけれども、そのときそのときによって経済の動きによって税収が変わってくるんです。やはり、全体の国の経済の動きで国の税収の動き、経済は生き物でございまして、世界の情勢も絡んできます。いろんなところの情報どりを判断をして、いいとこどりの我が町に対して政治的</p>

<p>檜山委員長</p>	<p>な判断を施策をしていただければ、何とかその辺、経済を見てその辺も含めてよろしく、今後とも町政の運営をお願いします。</p>
<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>ただいま、大変ありがたいご意見いただきました。経済の動きを見てということですので、町では1次産業は農業だとうたっておりますけれども、しからば固定資産税に限って言いますと、畑は収入が上がっても田んぼは収入が減っているという状況において、ほとんど固定資産税は動きがないわけですね。そういう部分で、やはり本来であれば山林とか田んぼとか、今ほとんど収入のない土地に対しては固定資産税少しでも下げてやるべき、あるいは畑は作付の種類次第では相当の収入が上がるということで、もしかして少しは上げてもいいのかなという気がしておりますけれども、なかなかそれも所有者にしてみればいじらないほうがいいのかという要望もあろうかと思っておりますので、そういういろんな部分を勘案しながら、どうすればいいのか。今までとは同じでないよということも、職員たちとも相談しながら、少し検討する時期ではあるのかなという気がしております。</p> <p>また、昔は本当に土地が宝だったという時代もありましたけれども、今は土地は迷惑財産に等しいという部分も若い人方の考えにはあるので、そういうことも含めて経済の動きを見ながら、皆勤め人になってしまえばまた組織、町が成り立たない部分はあるかと思っておりますので、その職業のバランスあるいはいろんな部分で税金の案分の仕方も、少しずつは変えていく時期ではあるのかなと思っておりますので、ご理解のほどよろしくをお願いします。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>ほかに。なければ進めて、ここで終わらせたいと思っておりますので、ございませんか。(「休憩」の声あり)なし、じゃあ休憩をします。</p> <p>ここで、15分間、25分まで休憩をします。</p> <p>その後で再開しますので、よろしくをお願いします。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>(休憩 午前11時10分)</p> <p>再開前に、教育長より報告したい旨申し出がありましたので、これを許します。 教育長。</p>
<p>教育長 (松林義一君)</p>	<p>済みません、ちょっと時間をもらいました。</p> <p>今回の北海道の地震に関して、町内の小学校が修学旅行で出かけております</p>

	<p>ので、その状況をお知らせしておきます。現在、下田小学校が9月5日、6、7、水、木、金の予定で修学旅行に出かけております。きょう朝の段階では学校から全員無事であると、洞爺湖のところにいるという報告をいただいております。お知らせをしておきます。心配の方もいると思いますので、お知らせさせていただきました。</p> <p>なお、百石小学校はやはり北海道へ6、7、8、木金土の予定で出かける計画でありましたけれども、こういう状況でありますから延期ということで進めております。</p> <p>それから、小学校はほぼ9月に全校行う予定なんですけれども、木内々小学校は12から東京の予定です。ほぼ予定どおり出かけられると思います。ただし、木ノ下小学校と甲洋小学校は今月末ということで、観光受け入れがどの程度復旧するか、これからいろいろ連絡をとってそれもやれるかやれないか決めると思います。お知らせしておきます。</p> <p>なお、中学校は全く影響なく東京のほう、3校とも東京に出かける予定になっております。11月の予定であります。</p> <p>以上であります。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>(再開 午前11時27分)</p> <p>ちょっとお願いがありますけれども、質問、答弁は簡潔にお願いしたいと思いますので、よろしくご協力お願いします。</p> <p>それでは、平野委員。</p>
<p>平野敏彦委員</p>	<p>私は簡潔にいつも質問していますよ。(「どうぞ簡潔に」の声あり)</p> <p>19ページの10款地方交付税のところ、将来見込みについてお伺いしたいと思います。29年度決算で見ますと、35億1,153万2,000円なっていますけれども、中身は特別交付税が3億7,700万円、地方交付税で30億4,400万円。これ見ますと、地方交付税で普通交付税で2億4,200万減っているわけで、中身を見てもと基準財政需要額が若干減っていますね。53億6,300万円が昨年は54億7,100万円、この収入の基準財政収入額25億211万3,000円になって昨年よりも8,200万円ほど基準財政収入額がふえています。これは2ページのおいらせ町の主要施策成果にもありますように、町税が1億ふえた分基準財政収入額がふえて、交付税もその分減ってい</p>

	<p>るなというのが理解できますけれども、このままいきますと震災復興特別交付金も昨年は9,600万円がことし8,900万円ということで、約680万円ほど減っていくわけで、このまま推移しますと2億7,000万円の減額ペースで、向こうこういう形で減額で進んでいくという見込みになりますか。将来見込みについてお伺いします。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>企画財政課長。</p>
<p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>将来の見込みについてということで、平野委員にお答えいたします。</p> <p>将来の見込みについては予測でしかございませんが、減っていくものと考えてございます。もともとその財源となります国税、国でも地方交付税の総額をずっと減じている状況でありますし、その中で地方に再配分される形になりますので、よって今後も減っていくものと思われま。</p> <p>以上です。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>平野委員。</p>
<p>平野敏彦委員</p>	<p>課長がさっき説明した中で、交付税の原資というのが国税算定の再配分であるということですから、その町ではどうしようもないよ、国の経済状況によって配分する総額が決まるわけですから、ただこの町の収入の状況を見ても、地方交付税というのは約30%を占めるようです。30%を占める、これがだんだん減っていくことによっていろんな自主財源が、一般財源が減ることによっていろんな部分に影響が出てくると思うわけで、これから給食費の無料化等に取り組むときに、1億の一般財源を使う、さらにまた交付税が減る、これは将来いろんな意味で財政的に問題をはらむ部分じゃないかと私は危惧するわけですが、1億1,000万円給食費に充当しても財政運営は大丈夫だということ、見通しで多分進むと思いますけれども、私はちょっと懸念するところが多々ありますし、これらについては副町長、大丈夫だと思いますか。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>副町長。</p>
<p>副町長 (小向仁生君)</p>	<p>財政を見るときには物事1つ、事業1つだけを捉えるのではなくて、全体的なものを見ていかなきゃないと思っております。そういう意味で、財政計画を向こう10年間立てているわけでして、その中で町長の思いというものを、それから約束事があればそれを履行していくのが、我々事務屋と思っております。そうい</p>

	<p>う意味では、今平野委員が言ったその給食費の1億2,000万円の金額の捻出方法については、全体的な財政運営の中で考えていかなきゃないと思っています。確かに、交付税が減っていくということは事実でありますので、そのことも加味したものの考え方というのを、これから計画の中で立てていかなきゃないと思っています。</p> <p>以上です。</p>
<p>檜山委員長 (委員席)</p>	<p>そのほかございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>なしと認め、第2款から第11款までについての質疑を終わります。</p> <p>次に、第12款分担金及び負担金から第13款使用料及び手数料についての質疑を受けます。</p> <p>19ページから24ページまでとなります。</p> <p>質疑ございませんか。なし。いいですか。</p> <p>平野委員。</p>
<p>平野敏彦委員</p>	<p>決算書の22ページのところですけれども、確認をさせていただきたいと思えます。</p> <p>土木使用料のところの町営住宅使用料、備考のところの5,556万5,800円とありますけれども、この分入っているわけで収入未済額が225万5,300円、これは例えば生保とかそういうの多分かからないと思うんですけれども、一般の方の分ですか。何人分くらいあります。</p>
<p>檜山委員長</p> <p>地域整備課長 (澤口 誠君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>滞納者の状況であります、こちらに記載しています225万5,300円の内訳ですが、こちらは18人となっております。現年度分として18人で、過年度分を言いますと26人、合計で滞納者とする30人という形になっております。ただし、28年度40人ありましたので、29年度については粘り強く電話また、相談などをした結果10人という形で、減少には努めているということをご報告いたします。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>平野委員。</p>

平野敏彦委員	<p>トータルで30人になったということで、昨年までは40人がそういう形で解消してきたということですから理解できますけれども、ただ収入未済額が1,727万9,500万円あるわけで、少なくともこの1,500万円というのは滞納繰越になるような気がしますので、鋭意対処に努めていただくように頑張ってください。</p> <p>以上です。</p>
檜山委員長	<p>答弁はいいわけですね。</p> <p>地域整備課長。</p>
地域整備課長 (澤口 誠君)	<p>ご質問の28年度には、毎年調定額以上現年と滞納額ということで徴収するように努めております。28年度につきましては、調定額5,751万9,900円、これに対して収入済額が5,675万8,600円ということで目標としている調定額以上達成できなかったんですが、29年度につきましては調定額5,782万1,100円、これに対して収入済額が5,919万9,100円ということで、目標である調定額以上達成したということですので、こういう取り組みを、今後も継続して調定額以上収入を得るように努めてまいりたいと思っております。</p>
檜山委員長	<p>そのほかございませんか。</p>
(委員席)	<p>***なしの声***</p>
檜山委員長	<p>なしと認め、第12款から第13款についてまでの質疑を終わります。</p> <p>次に、第14款国庫支出金から第15款県支出金までの質疑を行います。</p> <p>23ページから34ページまでとなります。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
(委員席)	<p>***なしの声***</p>
檜山委員長	<p>なしと認め、第14款から第15款についてまでの質疑を終わります。</p> <p>次に第16款財産収入から第21款町債についてまでの質疑を受けます。</p> <p>33ページか44ページまでとなります。</p> <p>質疑ございませんか。なしと。ありますか。21款町債までについてです。</p> <p>平野委員。</p>

平野敏彦委員	<p>私は主要施策の成果のほうでお伺いしたいと思います。</p> <p>14ページのところですけれども、ふるさと応援基金が昨年の半分になりました。これはいろんな記念品とか返礼品の変更があったのかなという気がしますし、今国では華美な返礼品については制裁を加えるような、競争することに対して指導するという出でていますけれども、うちは指導されなくても半分になっているわけですから、この中身、もしわかったら返礼品がこう変わったんだよとか、PRの仕方がこう変わって減ったと思いますとか、そういうのがあったらひとつお伺いしたいと思います。</p> <p>あと一つ、15ページ、諸収入の内訳のところに自動販売機取り扱い手数料128万2,000円あります。これは町の公共施設等に町が許可をして設置をしている分の収入に当たってだと思えますけれども、収入の仕方というのはどういう形で、例えば町民体育館、歴史館はあったかな、いろんなところに、病院とかそういうのあるわけですから、それらの収納の仕方というのはどうなっているか、この2点についてお伺いします。</p>
檜山委員長	企画財政課長。
企画財政課長 (成田光寿君)	<p>それでは、ふるさと納税の関係でお答えします。</p> <p>私も今朝の新聞は拝見しておりました。全国的にふるさと納税の返礼品の割合、3割を超えたところについてペナルティーのようなものを科すということで、新聞記事で取り上げられておりました。</p> <p>このことにつきましては、今年度春から県を通じまして当町にも照会しておりました。照会来た当時は3割を超えていたもの、若干ではありますが、数点ありました。一応3割以内におさめるようにお礼品の見直しをしたところでもあります。よって、現時点では全てお礼品は寄附金額の3割以内におさめられておりますので、総務省がもしその体制を科すとなった場合もその対象にはならないので大丈夫かと思っております。</p> <p>それから、ふるさと納税の額が昨年度に比べましてやや半減するというところで、金額も少なくなって残念なところがございます。この辺の理由等につきましては当課でも分析をしておりまして、全国的にふるさと納税のポータルサイト、民間でさまざまなサイトを運営して、そちらにお礼品目当てという失言になりますが、全国の方々がふるさと納税のサイトを見て、ポータルサイトを見て自治体に寄附する仕組みになっております。</p> <p>これまで当町は1社のみだけ昨年度までは1社のみだけでやっておりました。ほかの自治体等でも減っているところありましたので、状況を聞いてみますとや</p>

	<p>はり1社のみとやっているところが多かったので、2社すればふえるのではないだろうかということで今年度から2社にふやしてやっているところでありました。今のところ、順調に推移しておりますので、昨年度よりは多い納税額でいくのかなと思ってございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>檜山委員長</p> <p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>先ほど、自動販売機の件がご質問でありましたので本庁舎の場合ということでご説明申し上げます。</p> <p>基本的に言いますと、電気料という形になります。メーターがございましてその電気料に対して毎月検針いたしまして、その当月分の電気料に対して単価を掛けてそれを請求するという形になります。</p> <p>以上になります。</p>
<p>檜山委員長</p> <p>平野敏彦委員</p>	<p>平野委員。</p> <p>ふるさと応援寄附金については、今課長の説明ですとほとんどサイトに出してそっちの頼みだという、反響次第だということのようですけれども、私は例えばふるさと応援のふるさと大使とか、そういう方が町にあるわけで、やはりそういう人にも応援寄附金の趣旨を理解してもらって、働きかけをしてもらうとか、そういう方法も一つの大事な部分でないかなと、大使の使命も果たしてくれるんじゃないかなという期待をしておりますので、全国ネットの部分だけじゃなくて、本当にふるさとを思う気持ちを伝えられる方法も検討していただければいいんじゃないかということで提案しておきます。</p> <p>返礼品の中身が変わったから減ったわけではないのかなと思ってはいますが、この辺もひとつ補足していただければと思います。</p> <p>それから、自動販売機の手数料については、電気料だけということですがけれども、そうすると借り上げしている業者というのは地元の、設置している人というのは地元の方になるんですか。どういう中身になっています。</p>
<p>檜山委員長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>それでは、ふるさと納税の関係でお答えいたします。</p> <p>まず、ふるさと応援寄附金のPRの関係ですが、これまでですと東京おいらせ</p>

	<p>会の際には、総会の際にはご案内しておりましたが、今後平野委員のご提案のありましたように、ふるさと大使の方とも年に何回かコミュニケーションとってご ざいますので、ふるさと応援寄附金のPRも機会があればお願いしてみたいなど 思っています。</p> <p>それから、減ってきたこととお礼品の関係でございますが、実はふるさと応援 寄附金が始まって以来、年々お礼品の数はふやしてきたりさらには工夫したり、 充実させてきておりますので、お礼品の関係で額が減ってきたとは認識してご ざいません。</p> <p>以上です。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>総務課長。</p>
<p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>業者さんというか、本庁舎の場合ですけれども、町内の業者さんの方が行って おります。</p> <p>以上になります。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>平野委員。</p>
<p>平野敏彦委員</p>	<p>こういうのって、本庁舎内だけで100万円も電気料が入るわけじゃないでし ょう。128万2,000円の、単位が1,000円だから、128万2,00 0円だよ。収入になっているわけですから、これは販売機の設置のいろんな基 準とか定まっているんですか。</p> <p>例えば、これは一般会計ですけれども、病院とかそういうのもありますし、私 多分みなくる館の前にもあったような気がするんだけど、ほかの施設とかそ ういう町の施設のところであるものについては、それらも入っているんじゃない ですか。本庁舎の分だけであと128万というのは非常に収入とすればおいしい 部分じゃないですか。ほかのほうでも施設につければもっと収入ふえるんじや ないですか。ここ、もっと詳しく説明。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>分庁サービス課長。</p>
<p>分庁サービス課長 (松林政彦君)</p>	<p>先ほど、総務課長からも説明ありましたとおり、うちの公園等にはかなりの台 数ありまして、電気料でも結構いきます。1カ所だけWi-Fiをつけたところ については、Wi-Fiの設置料等いろいろ手数料かかるということで、そのの 場所については一応免除というんだか、差し引きゼロというんだか、相殺してそ</p>

<p>檜山委員長</p>	<p>この分については電気料等は徴収しておりません。場所についてはテニスコート、いちょう公園のテニスコートのところの自動販売機が対象になっています。以上です。</p>
<p>病院事務長 (小向博明君)</p>	<p>病院事務長。</p> <p>今の平野委員にお答えしますが、今の自動販売機の手数料については病院の医業外収入の中に入っております、業者は5社入っております。1社だけ電気料で支払いと、あとは売れた本数でのパーセントでの収入となっております。</p> <p>以上であります。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>いいですか。</p> <p>平野委員。</p>
<p>平野敏彦委員</p>	<p>今聞いてみて、病院は現実的なんだと。やはり企業経営を旨としているのかなと。というのは、例えば缶コーヒーなんかでも1缶たしか40円以上の差額があると思います。今は120円、それから100円も出ていますけれども、電気料だけだと、私はこれだけの128万2,000円入るわけですから、病院がやっている電気料が1社、あとは自前であれば相当の収入になると思いますよ、私は。これをもっと違う方法で、例えば体育館だったら体育館の関連する部分については、体育館の再雇用の人に補充させたりすることによって、1人分くらいの人件費浮いてくると思いますよ。販売機の部分の設置の中身をもうちょっと検討して、収入をふやすような方法を考えるべきだと思いますけれども、総務課長、思いつきませんか。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>総務課長。</p>
<p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>今、いろいろお話し聞きました。病院の状況というのは今初めて私も知りました。こちらではやはり同じく役場の中でいろいろ取り扱っている部分がありますので、自動販売機に関してみればどういう取り扱いでどういう集金体制をしているかというのを含めて全体的に調べてその上で検討させていただきたいと思います。</p> <p>以上になります</p>

<p>檜山委員長</p> <p>(委員席)</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>なしと認め、第16款から第21款までについての質疑を終わります。</p> <p>以上で、歳入についての質疑を終わります。</p> <p>ここで、ちょっと早いんですけども、昼食のため1時30分まで昼食といたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午前11時51分)</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後1時30分)</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>次に、歳出についての質疑を受けます。</p> <p>第1款議会費から第2款総務費までについての質疑を受けます。</p> <p>47ページから74ページまでとなります。質疑ございませんか。</p> <p>川口委員。</p>
<p>川口弘治委員</p>	<p>簡潔で質問しますので。</p> <p>47ページ。2点ほど。</p> <p>まず1点は47ページの議会費なんですけど、一般会計に対してその施策にあるとおり、議会費は合併当初から多分0.9%の構成比率、こういう推移をしておりますが、わかる範囲でよろしいですが、合併後の町村で近隣の町村で議会費が一般会計に対する比率、当町並みなのか、その比較がわかる範囲でよろしいですからお知らせください。</p> <p>もう1点は69ページ、選挙費。</p> <p>いわゆる担当者の時間外、非常に時間外が多くて担当者に選挙になればです、非常に負担をかけているという状況は、実は私が監査をやっているときからも、1つの指摘事項というみたいな感じで、特に担当者の時間外労働というのが非常に過重であるのではないかという危惧される。そこで副町長に、国の進める働き方改革の今後、はい、副町長に時間外、要は職員の職場環境といいますか、環境改善に努める、そういう考えとか世間で言われる過重労働に対して、自治体といえどこれから職員の職場環境を改善していかなければならない。そういうものが要求されております。その辺についてのお考えがありましたらよろしく申し上げます。</p>

<p>檜山委員長</p>	<p>企画財政課長。</p>
<p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>川口委員にお答えいたします。 1点目の議会費のところ、財政のほうからお答えします。29年度決算におきましては構成比、議会費は0.9%であります。近隣市町村、他市町村との比較ですが、ここに資料等も持ってきておりませんし、これまでにしても比較したことはございません。申しわけありません。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>総務課長。</p>
<p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>まず、私から先に答弁させていただきます。以前にもそのような質問を受けまして、非常に決算見ていただければわかるとおり、選挙があるたび担当者の時間外勤務の手当はかなりの額になっております。 それで、私のほうとしてもその対応策として担当者含めて、運がいいことに当課には現在それを経験した職員が3人いまして、その中でいろいろ話をしている最中でございます。 今、私どものほうとして、今まで責任を感じて1人で負担していたという部分が、多分課題ではないかなと思ひまして、何とかその責任を2人の責任の上で区分してできないものかというものを、今検討している最中でございますので、まだもう少し中身等精査はまだ行っておりませんが、今後そのまま幾らかでも時間外が軽減されることを検討していきたいと思っております。 以上であります。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>副町長。</p>
<p>副町長 (小向仁生君)</p>	<p>私からは選挙にとらわれないで全体的な考え方というか、私の思っていることを述べたいと思います。 まず、労働の対価として賃金が支払われる、これは当然のことです。時間外をすれば時間外手当を払うべきものと思っておりますし、それは今までも変わらず払われていると認識しております。ただ、働き方改革が打ち出されまして、労働者の労働時間等において大分縮減を図るような、また精神から肉体的なもの、その疲労までを全部助けるべくそういう法律であると思っております。 そういう意味では、限られた人数の中でそれぞれが事務事業をこなしていくに当たっては、無理のないようなそういう作業、事務事業等を進めていただくべく、それぞれの課において事務分担の事務量の配分を適正に行ってやっていくとい</p>

	<p>うことで、これからも進めていかなきゃないと思っております。</p> <p>ただ、どうしても恒常的に時間外が発生するというようであれば、やはり働き方部分を、何がしかの検討を加えていかなければならないんだなと思っておりますし、ただイベント的なもので突発的に出たものとか、そういうものに関してはこれはもういたし方ないのかなと思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>企画財政課長。</p>
<p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>先ほど、議会費の構成等につきまして資料を持ち得ないお話ししておりましたが、手元の資料がありましたので、お答えいたします。</p> <p>県内の町の中での状態、状況でございますが、平均で1.3%であります。一番大きいところで2.8%、一番低いところで0.9%ということになってございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>川口委員。</p>
<p>川口弘治委員</p>	<p>済みません。突然な質問で財政課長には申しわけございませんが、何を言いたいかといいますと、我が町では合併当初から議員数半減という大きな、県内町村では多分我が町だけだったと思います。それは何かというと財政を考えた合併、国の指導によって行財政改革の一環として、議会がそのような形で推移をして一つのアピールとしてもっと議会が財政健全に寄与しているんだと、合併後十数年たって、そういうところも、我々議会も頑張っているよという話をしたくてですね。</p> <p>実際はおっしゃるとおり、大体2%が平均的な、国県または市部でも大体そういう推移だと思います。内容が市部と町村ではまた違いますので、さまざまかかる経費というのは一律には比較はできないと思います。ただ、そういうふうに議会費の構成比を見ても、行政に寄与しているという、財政計画に寄与したという部分のところを、ちょっとPRしたくてお話しさせてもらいました。</p> <p>働き方改革、やはり国がどんどん、社会現象がさまざまな問題で制度が、法律も労基法に至っても変わっていく、そういう流れの中で副町長さんには我が町でも優秀な職員のスタッフの職場の環境を確保するという意味でも、いろんな意味でのプラス思考で改善をして、スタッフともどもチーム一丸となってこの町、町民のために行政をしていただく、そのためにもいろんな世の中の流れを従来にと</p>

<p>檜山委員長</p>	<p>らわれない、また要求されますので、きちんと考え、その年に合って改善をして、職場環境を確保していただきたいと思います。答弁はよろしいです。</p> <p>終わります。</p>
<p>澤上 訓委員</p>	<p>答弁はいいですか。</p> <p>澤上 訓委員。</p> <p>私からは3点ほど質問させていただきます。</p> <p>おいらせ町決算報告書の主要施策の成果の中から。</p> <p>まず1点は、22ページから25ページまでの職員研修についてなんです、やはり町民サービスの根幹ということになりますと、職員の資質を向上させることであると思っているものでございます。その研修で、受講者数等が上げられていますけれども、当初掲げた目標値に対してどういう結果となっているのか。それについての評価をまず第1点。</p> <p>それから、28ページの職員健康診断の実施状況についてということで、この受診者数も上がっておりますけれども、職員は町の宝であると思っております。その健康管理ということは、非常に大事なことではないかと思っております。この受診者数の数と職員数との中で何%、診断の受診が行われているのか。その点をお聞きしたいと思います。</p> <p>それから、3点目ですけれども、30ページの広報発行事業モニター制度についてお伺いします。モニター会議等が開かれていますけれども、この中でいろんな委員の方々の意見や提言をいただいていると思いますが、その内容はどのようなものなのか教えていただきたいなと思っております。</p>
<p>檜山委員長</p> <p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>まず、研修になります。目標と評価という形になりますけれども、全体的に見て幾ら、このぐらいの活動、研修しましょうと、それに対してどのような形で達成しましたという形のものとして、数値的に出しているものは正直言ってございません。ただ、小さい分野でお話しいたしますと、職員を対象して庁舎とか出先の施設なんかで行っている研修に関しては、その都度アンケートをとっております。そのアンケートによって、研修内容等の充実を図るような形でっておりますので、ここの部分として見れば1個1個の内容として見れば評価しながら行っている形になります。</p> <p>あと、県内県外の研修等もございますけれども、こちらのほう、専門的に研修</p>

<p>檜山委員長</p> <p>澤上 訓委員</p>	<p>を受けている方というのは、評価ではございませんけれども、やはり職場にその知識を還元させるために、人事配置等では少し考慮しているのは現実でございます。なるべく、その知識を課に生かしていただきたいという形で行っているものです。</p> <p>これからになるかと思えますけれども、少し数字的に見えてくるのかなと思っているのが、30年度から我々職員は人事評価を行っております。その項目の中に研修に対して意欲的に受講していただくよう、調査の項目、評価の項目をつけましたので、それで積極的な受講を促していきたいと、また職員に対しても一生懸命研修を受けて、よりスキルをアップしていただきたいと思っております。その部分として、評価としては今後は人事評価を見ながら、幾らか数字的なものが見えてくるのかなという気がしております。</p> <p>健診の受診率なんですけど、100%になっております。全員受診をしております。</p> <p>次に、モニター関係なんですけど、モニターに関してみればいろいろ意見はいただいておりますけれども、実施したもののうちの主なものだけをお知らせします。</p> <p>まず、1つ意見として、サークルや団体などを紹介するコーナーをつくってほしいという意見をいただきまして、それで広報の中においらせコミュニティ掲示板というコーナーを設置しております。中には中高生からの意見も欲しいということで今モニターに百石高校から高校生モニターとして参加していただいておりますし、その高校生による取材記事というのを広報の中で29年度は2回実施しまして、ことしも最低1回以上は行いたいと思ってやっています。</p> <p>もう一つ、これは関連するんですけど、SNSを活用した情報発信をしたらと、ツイッターとかインスタグラムを活用してほしいというご意見等がございましてフェイスブックの開設を28年9月に、30年7月にツイッターのアカウントを開設しておりますので、これでまた幅広く皆さんに町のことを興味を持っていただければと思っています。</p> <p>そのほか、いろいろございますけれども、主なものとしてご答弁したいと思います。</p> <p>以上になります。</p> <p>澤上 訓委員。</p> <p>大変よくわかりました。まず、研修等についてはそれぞれ意欲的に取り組んでいただいているということで、県外研修とかいろいろあると思うんですけど</p>
----------------------------	---

	<p>も、どんどんこれはできる限り、予算の範囲でやるべきだなとは思っておりますし、研修後の復命、それら等を恐らくごらんになっていると思うんですけども、その復命に対してこれだけの成果が出てきているのかなという、何か評価できる部分があるのであれば、それをお答えいただければと思います。</p> <p>それから、健診は100%というので安心しました。例えば、健診受けてみて大丈夫ですよという人はいないんじゃないかなという気もするんですけども、やはり中には再検というものをいただいている方もいらっしゃると思います。再検通知をいただいた方は、全員きちんと再検しているのかどうか。その辺のところの指導の仕方というか、そういうの、どうやっているのかお伺いします。</p> <p>モニターは、結構ご意見を取り入れようということでやっているみたいで、非常にいいことだなと。団体コーナーというのは意見を取り入れたということですよ。今後もさらに1年1年、いろんな新しい取り組み等広報に生かしていきたくらうと思っておりますので、私も議会の広報委員やっているので、参考にしたいものだなと思っていましたので、その辺のところもお聞きしたかったなと思っていました。お願いします。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>総務課長。</p>
<p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>復命書につきましては、確かに所属長の復命の中に意見が、所感をつけ加えられて提出されます。また、県外に行った研修を受けたものに関してみれば、所属長のみならず、副町長もその分意見も入れて行っておりますので、そのような意見等が逆に研修を受ける方の職員に対して励みになればと思っております。</p> <p>続きまして、健診ですけれども、確かに健診の受診率は100%です。申しわけありません。パーセンテージで申しわけございませんけれども、再受診の対象者は町職員のうちに再受診の対象者は、対象者自体が、ちょっとお待ちください、再受診の対象者はそのうちの42.5%になります。さらに、それでまた改めて精密検査を行ったり、病院でそれを調べてもらった方というのはそのうちの35%ですので、そこところが非常にある程度健診で引っかかった部分に関して、その後の部分というのがなかなか大きい数字に上がってこないというのが若干悩みの種です。</p> <p>ですから、私どもでは再受診の対象者、精検者なんですけれども、そちらについては衛生管理者から受診勧告を行っていますが、なかなか高くないという現実もございますので、今安全衛生委員会でもどのようにやったらいいかというのを検討しているところでございます。まだ結果を出すまでには少しお時間がかかるかと思っております。</p>

	<p>以上になります。</p> <p>あと、それから先ほど言ったのは、確かに広報モニターで意見がありまして、コミュニティー掲示板という形で、そちらにほかのサークルから来たものを上げるような形をとっておりますので、そのような形でモニターの意見というものを今後広報に取り入れていくことによって、逆に私どもが気がつかない部分が逆に拡充されているものと思っております。</p> <p>以上になります。</p>
<p>檜山委員長</p> <p>副町長 (小向仁生君)</p>	<p>副町長。</p> <p>ただいま総務課長から県外の研修についての復命は副町長が目を通しているということなので、その部分に関してお答えしたいと思います。</p> <p>復命を受けますと必ず所属長、そしてまた先ほど言いました県外の分については、私のコメントを書いてそして本人に返す形をとっておりますので、私のコメントそのものは研修者にも伝わっていると思います。</p> <p>研修に行ってきますと、やはり皆さんは意欲的に研修を今後の仕事に生かしたいという思いが強くありますので、それらを含めて先ほど言いましたように、人事異動の中でそれが生かせるようなそういう仕組みづくりを今後考えていければいいのかなと思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>檜山委員長</p> <p>澤上 訓委員</p>	<p>澤上 訓委員。</p> <p>大変わかりました。ぜひ、職員のモチベーションを落とさないように、そういう意味で研修の成果を出せる場を与えてやってほしいものだと思っています。</p> <p>一つ気になったのが、5%の再検査の中の三十何%が受けていないという話ですけれども、確かに自分が実際に痛みが伴ってああ、どうもなんね、もうこれ病院に行かないとかという状態にならなければ人間というのは、何もこのぐらいはみたいな気持ちで動いてしまうのが人間じゃないかなと思います。</p> <p>私も今になって非常にやはり健診の大切さということと、血管関係のものというのは後々、年とってから押し寄せてくるものがいっぱいありますので、その辺のところ何とか職員に理解させて、健康管理を十分にできるような形で、町民サービスをしっかりとやっていただけるようによろしくお願ひしたいと思います。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>総務課長。</p>

<p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>健診に関してみれば一つだけ申しわけございません、訂正をお願いしたいと思います。先ほど再受診の対象者は42.5%と言いましたけれども、それは28年度の結果でして、29年度は38%になっております。そこだけ訂正させていただきます。</p> <p>以上になります。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>よろしいですか。そのほかありませんか。</p> <p>平野委員。</p>
<p>平野敏彦委員</p>	<p>私も主要施策成果のほうで1つ質問させていただきますけれども、澤上委員が質問いたしました職員研修のところについて、再度お伺いいたします。</p> <p>その研修については、自主研修それから職場内研修そしてまた職場外研修という形で仕分けをしてございますけれども、職場外の研修の受講者というのは全体から見て非常に少ないんじゃないかと私見しています。議会の場合でも、全国研修がありまして私も研修に参加させてもらっていますけれども、いろんな意味で他県の自治体の議員の方と交流することによっていろんな情報が得られ、そしてまた自分の地域に比較してどういものが改善しなければならぬとか、そういうものが見えてくるわけでありましてけれども、この数で全体の数で割ってみれば、何%のパーセンテージで出てくるかなというぐらいのしか研修生がいないわけで、私だったらちょっとこれは本当に問題だなという気がします。職員が研修に行く意欲がないのか、業務が忙しくて出られないのか、この辺の分析はどうなっているのか、まず第1点お伺いしたいと思います。</p> <p>それから、職員健診のところでも確認しようかと思ったら、澤上委員が質問しましたので、私は全体的にこの35歳以上の役職員、一般職、それから40歳以上の職員というのは、この実際の全体の中で幾らパーセントを占めているのか。それから生活習慣予防健診、これ見ますと受診者が42人になっていますけれども、本来もっと生活習慣予防の場合は数があってもいいんじゃないかと思いがありますし、役場でも疾病の部分については一般町民にもいろんな受診の呼びかけをしているわけで、職員の受診の率が本当にこの数で行政が町民に勧めているパーセンテージも上回っているのか、この点についてもぜひお伺いしたいと思います。</p> <p>それから、43ページなんですけど、定住促進対策について、婚活イベントの実行委員会補助金があります。イベント開催4回、延べ参加者158名とありますけれども、この4回開催して男が85名、女73名、この結果というのはどうい</p>

<p>檜山委員長</p>	<p>う形、カップルが誕生したのか、結婚までつなげていったのか、この中身についてお聞かせをいただきたいと思います。</p> <p>もう一つは、町長の行動している部分で漁業者、農業者と語る会の人数見ましたら8名になっていたので、ページの確認しますけれども、主催者が7人いて、参加者が8人ということでこの中にあるので、こういうので町長よしとしているのかなという思いがあるんですけども、ここの部分担当するところで確認してお答えいただきたいと思います。</p> <p>答弁願います。</p> <p>総務課長。</p>
<p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>まず、研修なんですけど、忙しいのか意欲がないのかという部分なんですけど、大変申しわけございません。細かい形でそこまで踏み入ったことを調べたことがないのが現実でございます。多分、忙しいのもあるかもしれませんが、行きたくないなど思っている方もいるかもしれませんが、そういうことも今回いろいろ考えた末、30年度からの人事評価に研修という項目を加えたというのも、このような背景があるものだと思っております。</p> <p>続きまして、健診なんですけれども、基本的に健診は全員受けておりますので、職員全員が受けております。ただし、生活習慣病の予防接種というのがある程度全員受けているのかどうなのか、35歳以上という話になりますけれども、こちら今は手持ちの資料がございませんので、後刻確認した上で説明をしたいと思います。</p> <p>3つ目なんですけど、多分31ページの「町長とかだるべや」の部分の3カ所のことではないかと思っておりますので、そちらは総務課が担当になっております。少々お待ちください。出席者に関してみれば全部で8名になっております。そのときは団体名が4つ、生活改善グループとウイングとビックウーマン（農山漁村女性リーダー）と百石町漁港という形で参加をさせていただいておりますので、主に役職の方が来ているような形になっておりますので、こちらの団体代表2名という形で行っておりますので、この人数になっております。</p> <p>以上になります</p>
<p>檜山委員長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>43ページの婚活イベントのところのご質問についてお答えいたします。</p> <p>カップルの成立でありますけど、4回分合わせまして19組となっております</p>

<p>檜山委員長</p>	<p>す。結婚成立のところまでは把握してございません。 以上です。</p>
<p>平野敏彦委員</p>	<p>平野委員。</p> <p>研修については、本当に現状分析といったものがなされていないというのは残念です。少なくとも県外研修の人員見たら、本当にこれでいいのかというような、議会の議員ほうが比率が高いですよ、県外研修の場合は。職員がもっといろんな意味で意欲を示していないというのも、ちゃんと分析する必要があるんじゃないですか。そういうのをもって研修受けてから人事評価に入れるのはいいんですけども、何で受けないのに30年度に人事評価を、研修を加えるというのは私はちょっと意味がわからないなという思いがします。</p>
	<p>これから31年度からことし1年実績を踏まえて入れますよというのであれば、私はわかると思いますけれども、いきなりこういう形で取り組みすることになったって、各課の事業、いろんな意味で調整が必要な課もあるわけですから、これは私今の総務課長の言っている意味はよく理解できません。もう1回各課の中身、そういうものもちゃんと把握した上で採用するというのか説明いただきたいと思います。</p>
	<p>31ページの「町長とかだるべや」のところですけども、これは代表者ということで8人ということですけども、町長が出席して、じかにそうすれば町側が行って6人、1対1で話したような形で捉えていますけれども、これでいいのかなというような。もう少し代表者を補佐できるぐらいの人数を集めて、せっかく町長が行ったわけですから、いろんな思いを語り合ったほうがより効果が出るんじゃないかなという思いで確認しました。</p>
	<p>それから、婚活イベント、19組のカップルが誕生したというのまで確認したということですけども、年齢的に対象年齢が最高が40歳だったかな、上限あったと思うんですけども、上限の中でカップルが誕生したということは前に進んでいると思うんですけども、もうイベントをやらなければ後のフォローはしないということですか。例えばこのイベントで結婚したら町長から記念品やるとか、そういうアイデアもないんですか。ここのところもう1回お願いします。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>企画財政課長。</p>
<p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>婚活イベントの関係についてお答えします。 平野委員おっしゃるとおり、カップル成立した後の結婚するか、しないかのあ</p>

<p>檜山委員長</p>	<p>たりまで追跡フォロー等できれば、このイベントそのものの成果のところまで、しっかりしたものが把握できるようなところもありますが、ただいかにせん結婚するしないはかなりプライバシーのところもございますし、イベント終わった後まで追跡されるとまた本人たちにも嫌な部分もあろうかと思えます。非常に微妙な敏感なところであります。カップル成立であればイベントしたときの結果でわかりますので、これまでもその状況で把握していたものでございます。</p> <p>例えば、先ほど提案のあった結婚すれば町長から何かというの、アイデアとして受けとめさせていただきたいと思っています。以上です。</p> <p>もう1点つけ加えさせていただければ、婚活イベントの際、そこでカップル成立いたしますと、町長からちゃんとその場でイベントのセレモニーとしてカップルした人たちに記念品等差し上げているところでもあります。</p> <p>以上です。</p> <p>総務課長。</p>
<p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>まず、研修なんですけれども、確かに人事評価もう始まっておりますし、そこに項目があるのは現実でございます。それを調査した上でやったのかという形になりますと、私の方ではそのような形のものという記録はしていませんので、定かなことは言えないのが現実です。確かに、そういうものを分析した上でより拍車をかけて研修に臨んでいただくためというのであれば、分析も必要だったのかという気はいたします。</p> <p>ただ、いろんなこちらでも研修に参加していただけるよう仕事が忙しいのはある程度考慮して、2日間に分けてやるなり午前午後で分けるなりして、いろいろこちらでも配慮して行っていますけれども、どうしてもその日にち、時間帯に参加できないというのも現実にあろうかと思えます。確かに、今研修の参加率が足りないというものに関しては、今後の課題として受けとめさせていただきたいなと思っております。</p> <p>次に、各団体との町長とかだるべやという形の中で、もう少し参加者がというのがございます。今現在、確かに中学校と語る15の春というのも行っておりますけれども、そういう15の春に関しても少し見直しが必要なのではないかということで、町長とも、15の春は教育長も含めていろいろお話を、今回の実情を見てさせていただいています。今後も、町長とかだるべやも行われると思いますけれども、今回実情を把握して少し直すべきところは直しながら、こういう公共事業を行っていきたいと考えておりますので、いま一度状況のところを私も把握したいという気持ちがございます。</p>

	<p>健診のところなんですけれども、先ほど生活習慣健診のことを後刻とお話しましたけれども、今若干資料がありましたので、生活習慣病の健診というのは社保の健診になっております。こちらの受けない方々は、今度は特定健診とかのドックでカバーしておりますので、結果的には全員受けております。</p> <p>以上になります。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>平野委員。</p>
<p>平野敏彦委員</p>	<p>課長が言っているのは、私が言っているのは職場外研修でできれば県外研修、市町村アカデミーとか国際文化アカデミーの参加者をふやすべきだということですよ。やはり職場の中でやるのも大事ですけども、もっと広い意味での交流をさせる、視野を広げる、そういう意味ではこの全国研修に数多く参加することによって、職員のモチベーションも変わるし、意識も高まってくると思うんですよ。そういうものが各担当課から各課長に趣旨徹底することによって、参加者がふえていくと思いますけれども、意欲がないのかそういう職員がいるということ自体も、私は問題なんだということでもっと積極的に町長からも働きかけをして、職員に研修の機会を積極的に出なさいと指示をしたほうがいいと思います、町長、どうです。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>町長。</p>
<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>ごもっともだという気がしています。実は、4年間ブランクがありまして、ここに戻ってきて一番先に気がついたことが、規律が乱れたなと思いがしていました。機会あるごとに挨拶の中でも話ししていたんですが、たばこのむ時間ちゃんと決められているんだったら、その時間内にのみなさいということですね。それを指摘しましたら、今はちゃんと守るようになりましたし、また何というんですか、ひげそらないで来て不精ひげで来る職員もいました。あるいは髪そろえないで来ているのもあったし、作業ズボン履いてくるとベルトもしないで来ているのもある。課長方にもそれはなかべ、ないでしょう、あんた方注意できないのか、俺のところ決裁来るまで気がつかないのかということで、大変厳しいと言われるかもしれませんが、私の思いで言えば普通なことをしてもらいたいなということで指摘している部分はあります。</p> <p>それと同じで今県外研修見ますと、行く人が2回、3回行って行かない人は全く行っていない。それが実情です。ですから、私は報告書も全部副町長、課長担当の後の復命というんですか、報告書読んでいます。ああ、この人は行ってき</p>

	<p>たかいがあるなという感想を述べています。ですから、行きたくないのか行かないのかそういう部分、1人の人が2回も3回も行っているわけですから、仕事が忙しいという理由には、私はならないと思っています。これから行っていない人にはぜひはっぱをかけていただくように、各課長にお願いしますので、よろしくをお願いします。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>平野委員。</p>
<p>平野敏彦委員</p>	<p>今の答弁を聞いて、やはり視点をびしっと、いいもので職員を見ているなという感じと、やはり私らもそうですけれども、県外研修については町長が言う、外へ出して磨くという思いが伝わってきました。積極的に取り組みをされるように期待をしております。</p> <p>終わります。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>ほかにございませんか。</p>
<p>(委員席)</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>なしと認め、第1款から第2款までについての質疑を終わります。</p> <p>次に、第3款民生費から第4款衛生費までについての質疑を受けます。</p> <p>73ページから96ページまでとなります。</p> <p>質疑ございますか。</p> <p>松林委員。</p>
<p>松林義光委員</p>	<p>76ページに町社会福祉協議会補助金4,400万円余り、交付、補助金を出しております。そこで、社協で何年前か私忘れましたが、使い込みの不幸事が出ておりました。何年前だったのか。そしてこの件は現在解決しているかどうかお伺いいたします。今のところ、何款。(「3款、4款」の声あり)</p> <p>それから、90ページ、資源集団回収事業奨励金を300万円余り交付しておりますけれども、その受け取っている町内会は何町内会か。それと、子供会が何団体なのかお伺いいたします。</p> <p>それで、この資源ごみ、もし町内会、子供会が回収しないとされたときに29年度に支払っている十和田地区のじんかい処理負担金、1億4,000万円ぐらい払っていますけれども、その資源ごみを回収することによってどのくらい町側の負担が減るのか。減るとすればどのくらいの金額になるのか29年度で結構であります。お願いします。</p>

<p>檜山委員長</p> <p>介護福祉課長 (田中淳也君)</p>	<p>介護福祉課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>使途不明金の関係ですけれども、平成24年5月に使途不明金が発覚しました。総額が2,133万9,806円、これに対して相続人の和解金ということで1,085万8,530円となります。その残りが福祉協議会の職員、また役員等で負担協力金として集めるということになったものです。</p> <p>現在ですけれども、1,068万7,246円のうち補填がされた分が1,048万1,276円となっております。残金が20万5,970円で2名分になります。2名分のうち、1名分の10万5,970円は31年1月に納付の予定ということで聞いております。その残りの10万円、1名分についてはいつということは申し上げられないということで伺っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>檜山委員長</p> <p>環境保健課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>環境保健課長。</p> <p>2つ目の質問についてお答えをいたします。</p> <p>まずは、資源回収奨励金の活動をしている団体の数ということでございますが、平成29年度におきましては町内会が23団体、子供会が10団体、保育園とか幼稚園の父母の会が2団体、その他の団体で1団体ということで、トータルで36団体が活動をしていただきました。また、こちら奨励金につきましては、回収したごみ1キロ当たり10円ということで換算をして、奨励金をお支払いをしております。ということで、1トンに換算いたしますと1万円という金額になります。</p> <p>29年度では329.1トンの回収量でございますが、こちらをもし集団回収がなければ、この分の321トンのごみが単純に言えば広域に搬入されるということになるわけでございますけれども、十和田広域の負担金につきましては十和田広域の負担金条例というところに規定がありまして、その廃棄物の収集運搬に関する経費の市町村ごとの搬入量によって案分するというので、規定をされております。</p> <p>負担金として支払っている額とごみの搬入量について割りかえをしてみましたところ、1トン当たり2万円ということで負担金を支払っているという計算になりますので、もし集団回収奨励金の事業をやっていないならば321.2トンについてそのまま搬入されるということになりますので、大体642万4,000</p>

<p>檜山委員長</p> <p>松林義光委員</p>	<p>円の負担金が増額になるという計算になります。</p> <p>以上でございます。</p> <p>松林委員。</p> <p>社協の不祥事の件ですけれども、6年前に発生しております。中にはこの返済、現在の事務局長、車1台買うくらい返済したという話も伺っております。残り2名ですから、職員の方々はほとんど私は返済したと思っております。恐らく、この残った2名、役員だと思えます。元の役員だと思えます。</p> <p>そして、私は当時町内会長やっておりました。緑ヶ丘町内会にあっては班長を説得できませんから2年間協力しませんと、私は言いました。2年間協力しませんでした。そして、会長やめて現在の柏崎会長、遠藤事務局長を班長会議に来てもらいまして、解決しましたかと聞きましたら、解決しましたとはっきり言いました。そこで私は、では今年度から社協に協力したらどうですかと、会長さんということで現在協力しております。</p> <p>だまされたような気がします。いずれにしても多額の町からの、ほとんどが人件費かもしれません。補助金を出しているんです。不祥事を起こした元役員の方々が責任をとらない、10万円か20万円かわかりませんが、町民をだましているんです。緑ヶ丘町内会にあって、もう解決したと思っている会員がいっぱいいます。おかしいですよ。31年1月には納付する、前々からそのような話を伺っております。町としても厳しく、議会でも取り上げます。早く解決してくださいと、しなければだめだよと、そのくらいやはり強い口調で私は言うべきであると思えます。社協の会費1,000円、毎年皆さんが協力しております。だけれども、前の役員は責任をとっておりません。</p> <p>どうですか、副町長。今私の言っていることがどうなのか。町でも強く言えないのか。お伺いたします。</p> <p>それから、資源ごみ、これはそこに座っている成田町長が1キロ5円から10円に単価をアップしました。その結果、三百何万になっておりますけれども、一例といたしまして緑ヶ丘町内会、もう10年ぐらい前からその事業始めております。その当時から寺下運輸から入ってくるお金と役場から交付される奨励金、合わせて約60万円、毎年のように町内会に入ってきております。その金で、ごみ箱を緑のごみ箱に8割方更新いたしました。そして、町内会のバス旅行も毎年行っております。町内会も潤っております。元気になっております。</p> <p>私はこれは成田町長のすばらしい政策だと思っております。1キロ10円にしても青葉町は70万円を超えております。若葉町も70万円近く交付されてお</p>
----------------------------	---

	<p>ります。古間木山地区の町内会は全部潤っております。やはり、この政策は続けるべきであると思います。</p> <p>担当課長、これは23団体、そして子供会が10ですか、保育園が2団体、36団体が行っている、こういう素晴らしい政策は積極的に続けるべきであると、行政推進会議でもまだ行っていない町内会にあっては、このような魅力があるんですよ、どうですかと、広報でも結構であります。こういうPRをどのように考えているのか。PRをすべきであると思いますけれども、いかがでしょうか。</p>
<p>檜山委員長</p> <p>副町長 (小向仁生君)</p>	<p>副町長。</p> <p>まず、1点目、初めのほうの質問にお答えします。</p> <p>先ほど、使途不明金の補填に関しては、先ほど課長が言いましたように20万5,970円の残ということで、そのうち10万5,970円は職員が来る1月31日までに支払うと、残りの10万円については今調べましたら役員ということですので、この役員に関しては私も一緒に入りまして社協の事務局長といま一度確認をしてみたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>檜山委員長</p> <p>環境保健課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>環境保健課長。</p> <p>お答えをいたします。</p> <p>委員ご指摘のとおり、この事業がもっと活発になることによって、広域に対する負担金が減っていくという仕組みになってございますので、もっとPRをして活動が活発になるようにということで努めていきたいと思っております。</p> <p>PR方法につきましては、毎年4月に開催している行政推進会議において制度、内容を説明をしておりますし、また子供会の総会において担当者が総会に出向きましてこの制度について説明をしております。ただ、いかんせん、子供会の団体そのものが減ってきているという状況がございまして、5年間の活動している団体を比較いたしますと、子供会については5団体減ってきているということもございまして、今後ともPR等活発にしていきながら奨励事業を、回収事業をもっと活発になるように努めていきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>松林委員。</p>

松林義光委員	<p>大変、失礼しました。介護福祉課長ですか。私ははっきり役員かと思いましたがけれども、その中に職員が1名含まれているようで、職員の場合は生活がかかっていますから、そこまで私は無理させられないと思います。</p> <p>ただ、問題は残っている1名、これただの人ではないんです。私が把握している限りでは当然責任をとるべき立場にある人ですから、今日まで私は議会でも言わなかったんですけども、6年たってもまだその責任をとらない、本当に理解に苦しむところでございます。</p> <p>それから、ごみのほう、町内会、今57ですか、58ですか、存在されているのは。ですから、まだ23団体、それ無理ということはできないと思います。こういうことでメリットがありますよということで、町内会が1でも2でもふえてくれればいいなと、私はそう思って今発言しておりますので、以上をお願いしたいと思います。答弁は結構であります。</p>
檜山委員長	<p>ほかにございませんか。どうしよう。平野委員、ちょっと申しわけないんですけども、時間ですので、ここで15分間休憩をとってその後また質問を受けたいと思いますので、よろしく申し上げます。45分までお願いします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後2時29分)</p>
檜山委員長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後2時45分)</p>
檜山委員長	<p>平野委員。</p>
平野敏彦委員	<p>私は、主要施策の成果のほうから質問させていただきます。</p> <p>55ページ、3目高齢者福祉費の介護福祉課のところ委託料、敬老会開催委託料が364万1,000円あります。この41地区、49町内、参加者1,191人とありますけれども、私二川目ですけれども、その町内会で先般敬老会を開催しました。実際に参加者は半分には届いていません。自分たちで送迎をしながら参加を呼びかけてきたところでありまして、他の地区の参加状況とかそういうものがあつたらお知らせをいただきたいのが1つ。</p> <p>それと、補助金についてですけれども、夏場ですから飲み物等も1人2本から3本準備しなければなりません。そうすると飲み物だけでも300円近くかかるわけで、そのほかに私たち役員、町内会の報酬の中から敬老会のまんじゅうとして独自に配っております。そしてまた、お酒1本、そして弁当、そういう形で進めておりますけれども、他の地域で大体1人当たりどれぐらいの予算でやってい</p>

るのか、それも教えていただければと思います。いろんな余興に要する経費も、ほとんどボランティアでやってもらっておりますけれども、そのネタがだんだんなくなってくるんですよ。同じことばかり。そうすると、参加するほうはまたかという形になりますし、そうかといってそれだけの予算をとるというのもなかなか容易でない部分があります。そういう意味では、ひとつ地域の部分も過渡期になっているのかなという感じをしております。もうちょっと中身的に予算的にも上積みが可能かどうか、これらについてもお伺いしたいと思います。

それから、62ページの衛生費の予防費の件ですけれども、予防接種の接種率が高齢者になれば49.4、インフルエンザ、高齢者の肺炎球菌ですか、42.3という形で、非常にパーセントの高いものもありますけれども、低い。

今、高齢者ではやっているというか、はしかですか、そういうのが異常に発生しているというのが、この前テレビ等でもやっていたけれども、それが1万円かかるような形でテレビで話ししていました。ぜひ、そういうものの助成措置というのはないのか、高齢者、年金受給者で1万円も予防接種に金をかけるというのは容易でないなという思いもあります。ですから、このような接種率も低いのかなという思いもありますので、この現実はどういう形で、なぜ低いのか。これらについてもぜひ説明いただきたいと思います。

それから、その隣の63ページのところですけれども、資源回収についてはうちの町内もやっておりますけれども、いろいろな形で分類しているわけで、回収するほうではいろんな単価的な部分じゃなくて、回収する条件をつけてきております。例えば、今までですと袋に入れてやればいいものを、今度はフレコンパックに1回にいっぱい集めなさいとか、いろいろな形でやっています、回収する、出す側に負担をかけるようなことになれば、回収率も下がってくるような気がしますので、これら行政とすればどういう形で指導しているのか。この部分についてお聞かせをいただきたいと思います。

次の64ページですけれども、霊園の利用状況の中で29年度2種の返還のところは3件ありますけれども、これはどういう形で返還3になっているのか、この中身についてお伺いしたいと思います。

69ページの保健協力委員活動補助金のところでお伺いしますけれども、保健協力委員というのは各地に町内会推薦で上げてやっているんですけれども、非常に人数が多い部分と、なかなか手がない実態があるわけで、そしてまた敬老会等のいろんな出席確認等も、保健協力委員さんにもお願いして回ってもらっていますけれども、中には巡回できないような協力員もいるわけで、その協力委員も活動していく中で基準的なものがどのぐらいの体力があればとか、名前だけで協力委員という部分ではいけないと思うので、この辺についてもひとつどの程度

<p>檜山委員長</p>	<p>までは許容範囲として許されるのかお知らせをいただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>介護福祉課長 (田中淳也君)</p>	<p>介護福祉課長。</p> <p>敬老会についてお答えいたします。</p> <p>まずは、参加状況についてですけれども、平成29年度対象者が3,069人おります。参加数が1,191人ということで、町内全体では約39%の方が参加している状況であります。地区ごとに見ますと大変まちまちなんですけれども、多いところだと6割ぐらい、少ないところだと2割ぐらいの参加率でございます。</p> <p>次に、補助金でありますけれども、今現在前はいろいろと委託料の出し方ありましたけれども、平成29年度については1人当たり3,000円の参加者数ということで、最低の補助が3万円ということで委託をして実施をしているところです。</p> <p>補助金の上乗せがどうかという話なんですけれども、現状でいいますと参加者数の委託料を満額使って委託しているところもありますし、それを下回っている町内もあります。それが現状であります。いろいろなネタが尽きるというのもあるんですけれども、飲み食いだけ、飲食だけやっている町内もありますし、いろんな団体を、保育園とか踊りの団体とか保存会とかさまざまやっているところもありますので、一概にどういうふうにやったらいいのかというの、町では答えにくいんですけれども、現状はそういう状況であります。</p> <p>補助金、上乗せできるかどうかというのは、町内からいろんな要望が来てあれば検討することになるかと思っておりますけれども、現状では今の1人3,000円で行っていきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>檜山委員長</p> <p>環境保健課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>環境保健課長。</p> <p>それでは、まずは予防接種についてお答えをいたします。</p> <p>高齢者に対する予防接種につきましては、こちらの高齢者インフルエンザ、それから高齢者の肺炎球菌ということで、助成をして接種をしているところでございますが、高齢者に対するはしかの予防接種というのは現在のところやっておりませんので、今後の検討課題ということでさせていただければと思います。</p> <p>続いて、資源集団回収で回収する際にいろいろ条件が出てきて、回収が難しく</p>

	<p>なっているというお話につきましては確かにほかの町内会等からも、特にペットボトルの回収の仕方が面倒くさくなったというか、いろいろ条件がつけられるようになってきたという話を聞いております。そういう意味で、こちらから業者に指導というか、そういうことは特にはしておりませんが、ある業者だけがそうなのか、それ以外の業者も同じ条件でやっているのかということで、情報収集はしていかなければならないと認識はしております。</p> <p>次が、霊園の利用の返還3件の状況ということでございますけれども、たしか利用料の返還につきましては、借入れの申し込みをしてから1年未満であれば利用料金満額の返還ということになりますし、1年以上5年未満であれば半分利用料をお返しするという中身になっておりまして、こちらの3件のうち1件が1年未満ということで満額返還しておりまして、2件については利用料返還しない形で墓地の区画の返還があったという状況であります。</p> <p>保健協力委員になり手が無いということで、その状況等で町内会の会長さん等に見つけていただきたいということで、お願いをしてご面倒をかけているというのは十分認識をしております。確かに、名前だけあればいいのかということのご指摘だと思いますけれども、そういうことではなくてできれば健診の申込書等を回収して、声かけをして歩いていただくということをお願いしておりますので、やはりそれなりに町内を、言葉は悪いかもしれませんが、歩けるような方をお願いをしたいとは考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>平野委員、いいですか。</p> <p>平野委員。</p>
<p>平野敏彦委員</p>	<p>敬老会への行政の件ですけれども、1人3,000円で参加者掛けてそれに、例えばうちの場合ですと保育園の園児、それから先生、町内会の役員、そして当日の民生委員、保健協力委員、そういうのがスタッフとして運営に当たっているわけでありまして。そのほかに出演者もありますから、そうすると1人当たり3,000円の部分でこういうスタッフの人数も割れば、幾らにも1人当たりの経費が落ちるわけですよ。参加する人だけをこの予算で賄って、あとはボランティアで協力をお願いしますという、1日ばかりで進める事業とすれば、余りにも私は町が虫がよ過ぎるなという思いがあります。</p> <p>ですから、少なくともうちのほうも、この先課長が言った参加率でいきますと大体35、6までしか上がりません。地域がいろんな形で支えているんだということ、保健協力委員とかそういう人方の意識が高まれば、まだ半分までいけるん</p>

じゃないかなという思いもありますし、予算的にも絶対数がふえてくればまた可能にもなるかなと思いますけれども、スタッフとかそういうものの手だてというのもやはり考えてほしいなど。そうでなければ、1人当たりで割ってかけて助成をしているからその予算の中で賄いなさいというのであれば、人数が多いところはいいんですけども、少ないところというのはそういう形で参加率が低ければ低いほどいろんな意味で、どこかから金を捻出しなければならなくなってくるという実態をぜひご理解をいただきたいと思います。

それから、予防接種の件ですけれども、今のはしかの部分についてはこの前見ましたけれども、簡単には予防しなければ発症すれば命にかかわるということで、急激にいろんな意味で予防しなければならぬ対象者というのは各地域で発生しているというのが出ていますから、このままでいったら多分検討課題になっても、ほとんど予算措置もしなければ取り組みがないという形では理解するんですけれども、一番人口の比例構成からいっても一番人口が多いところの年齢区分からいっても、多いところの人が対象になっているわけですから、これらについてもっと現実的な対応をすべきだと私思うので、ぜひ実態把握をして、緊急に対応できるような形でやったほうが、私は町民からも理解が得られると思いますので、ぜひもうちょっと調査して対応してほしいと思います。

それから、資源回収については今課長、各ほかの町内会からも同じような意見が出ているということですから、早急にこういう形でこうだというものを示していただきたい。それが、隣の町内も同じだということになれば業者もそれなりに、回収するほうも同じような条件で回収してもらえenと思いますので、ぜひその辺の指導もあわせてお願いをしたいと思います。

あと、霊園のほうの使用料の返還というのは申し込みをして利用しなければというのは、ちょっと私よく理解できないんですけども、区画はどうなるんですか、区画を利用しますよということで申し込みをして、1年以内解約すれば全額返るのかな。この辺、普通の、うちの場合ですとそのまま買い取ってしまいますから、使う使わないは別にして返還はないなと思っていましたけれども、この辺ちょっとよく、普通のお寺の場合でもそれはないんじゃないかと思っていますけれども、この辺よく理解できないので詳しく説明お願いしたいと思います。

それから、保健協力委員につきましてはある一定の年齢っていえばなんですけれども、大体うちの場合ですと60戸ぐらいの世帯を健診の申し込みとか、敬老会の部分については役員と一緒に参加の確認に歩きますけれども、そういう意味ではある程度足腰の強い人でないと、もう回らないで用紙だけためておく人もあると聞いていますので、この辺実態も把握して指導いただければと思います。

以上です。

<p>檜山委員長</p>	<p>介護福祉課長。</p>
<p>介護福祉課長 (田中淳也君)</p>	<p>敬老会についてお答えいたします。</p> <p>今現在、1人当たり3,000円ということで委託料を出しております。スタッフにも手だてということでお伺いしましたが、以前に参加者掛ける幾ら、スタッフの人数に幾らという形で委託料を支出しているときもありましたので、そういったところも現状と以前の補助方法を確認して、あと町内会の要望と実態を確認した上で今の3,000円がいいのか、それとも増額しなければならないのか考えてみたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>環境保健課長。</p>
<p>環境保健課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>霊園の返還についてご説明したいと思います。</p> <p>先ほどの答弁の中で1つ言い忘れたところがありますが、返還につきましてはまず原則として墓石を建てていない、遺骨を埋葬していないというのが条件でありまして、その上で1年未満であれば全額の返還、5年、1年以上5年未満であれば半分の返還、5年以上であれば使用料の返還はなしということで、条例に規定をされております。</p> <p>この霊園の使用に関しては、土地の売買のように買った人に登記が移るとか、そういうことではなくて使用する権利を与えるということでございますので、所有していることによって、所有といいますか、借りていることによって毎年管理料がかかるということもありますので、もし埋葬する予定がないとかいうことであれば、その管理料を払わなくてもよくなりますので、返還するという方もいらっしゃるのではないかなと思っております。</p> <p>あと、保健協力委員につきましてはご指摘のとおりかとは思いますが、なかなか手をと、協力していただける人を見つけるというのもこちらでも大変な思いをしておりますので、ご意見を承ってなるべく地域のそのような活動をしていただける方を探していきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>ちょっと、平野委員に申し上げたいんですけども、決算特別委員会ですので、要望等には余りなじまないんじゃないかなと思いますので、できるだけ要望は控えるようにして、確認等を重点にさせていただきませんか。</p>

<p>平野敏彦委員</p>	<p>平野委員。</p> <p>今、60ページの返還の部分ですけれども、霊園で今のような形で返還しましたと、受けましたということですが、町営、町の私たちは墓地を管理して二川目はやっているんですけれども、二川目の場合は埋葬してなくても予約してその区画を購入した人は、維持経費は毎年払っています。徴収しています。同じ町が管理、所有するところで条件の違いというのは私はちょっと疑問に感じたから質問したので、もう少し比較してみたいと思います。</p> <p>うちのほうは、例えば分家とかそういう人で欲しい、それでお金をいただく、墓石もない、埋葬もしていない、それでも3年も4年も管理料はいただいてきている実態がありますので、この辺は霊園だから返せる、違うほうは返せないというのは統一して、判断できるようなものをつくるべきだと思うんですが、いかがですか。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>環境保健課長。</p>
<p>環境保健課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>お答えをいたします。</p> <p>一般質問のところでも答弁をさせていただいていましたけれども、町営墓地に関しましては、古い時代に町内での共同墓地であったものを町に寄附をされて、町営の墓地になったという経緯がございまして、基本的には管理とか運営それから料金等につきましても、それぞれの町内に協定を締結する形で任せていると、ある意味町では管理運営等に関しては一切関与していないというやり方になっております。</p> <p>一方の町営霊園に関しては、町で整備した霊園であるということで条例の中に、詳しい管理の方法、料金等に規定をしているところございまして、これまでの成り立ちの違い等がある関係上、2つの制度といいますか、仕組みが存在するという事になっております。</p> <p>管理料につきましては、委員ご指摘のとおり、町営霊園につきましても墓石が建っていないけれども使用の許可を得た区画につきましても、毎年管理料をこちらで徴収しているということで、この件については変わりが無いのではないかなという気がしておりますけれども、その墓地そのものを例えば所有といいますか、使用を継続して使用していくことをしないと判断された方が返還してきているということかと思えます。</p> <p>以上でございます。</p>

<p>檜山委員長</p> <p>(委員席)</p>	<p>ほかにごいませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
<p>檜山委員長</p> <p>(委員席)</p>	<p>なしと認め、第3款から第4款までについての質疑を終わります。</p> <p>次に、第5款労働費から第7款商工費までについての質疑を受けます。</p> <p>95ページから110ページまでとなります。</p> <p>質疑ごいませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>なしと認め、第5款から第7款までについての質疑を終わります。</p> <p>次に、第8款土木費から第9款消防費までについての質疑を受けます。</p> <p>111ページから124ページまでとなります。</p> <p>質疑ごいませんか。</p> <p>松林委員。</p>
<p>松林義光委員</p>	<p>開発の件について土木費だと思いますけれども、お伺いします。</p> <p>今、セイホールがあります緑ヶ丘10丁目は貸し家がどんどん建っております。そしてさらに稲生川ですか、あの用水路を青葉のほうに向かってくると緑ヶ丘9丁目があります。そこにも十和田不動産センターの開発を、木を伐採して開発を行っております。鶉久保の墓地のところも今真ん中に舗装道路をつくって住宅が建つ準備がされております。</p> <p>そこで、私が聞きたいのは、ごみ箱の設置なんですけれども、緑ヶ丘10丁目、小さい普通のごみ箱、町内会で設置しました。1個では足りないと思いますけれども、そして町から2分の1の補助をいただいてやっています。そしてまた今緑ヶ丘9丁目、十和田不動産センターが開発する場所なんですけれども、これ、どうなのでしょう。小学校の前も今分譲が盛んに進んで家が建っております。</p> <p>このごみ箱の設置は、役場は関与はできない、もうできた後町内会でやってくださいということなのか。これが一番困るんですよ。建ってからそこにごみ箱をお願いしますという、誰もが好きではないんです。違いますか。今のはだめですか。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>ちょっと今の質問がごみ箱の設置については、どうですか、第3款……</p>
<p>松林義光委員</p>	<p>開発に当たってごみ箱設置、業者がしないんですよ。だから、役場に関与できないものかどうか、今お伺いしようと思いましたが、だめであればやめます。</p>

檜山委員長	<p>(「いいのでは」の声あり)いや、町内が、町内会が。</p> <p>答弁するのであれば。</p>
松林義光委員	<p>町内会の人のごみ箱設置、ごみ投げ場、ごみ箱を設置するために業者がつくった住宅分譲地、そこに置いてからというとなかなか建てた人はだめだよと、もっと遠くにやってくださいよということがあるものですから、役場で業者に開発する前にごみ箱設置してくれませんかというお願いができないのかどうか。だめであればいいです。</p>
檜山委員長	<p>地域整備課長。</p>
<p>地域整備課長 (澤口 誠君)</p>	<p>緑ヶ丘の稲生川の水路沿いの木の伐採が終わったということで、議員がご質問の十和田不動産センターに、土地の所有権が移ったというののうちでも確認し、協会の立ち会い申請含めて、現地とかそういった部分では確認しておりました。</p> <p>委員ご質問のごみ箱の件ですけれども、1万平方メートル以上で土地を開発するという際には、うちに相談なり開発の申請等来ますし、あとは整備の、宅地分譲、それ以下であっても宅地分譲する際の道路の寄附ということで不動産屋さんがそういう思いがあるのであれば、うちに相談に来て道路の広さ、側溝の整備、今ご質問のごみ箱の設置ということで、ごみ箱の設置については町内とご相談した上で設置をしていただきたいという条件を付して、うちで道路の寄附とか、そういう部分を進めております。</p> <p>ただし、そういう道路の寄附の相談がない場合には、あとは何もうちに関連する部分がない場合にはそのまま進められるという状況であります。ただし、どのケースにおいても道路との接続と言えは変ですけれども、進入する町道から自分が開発する際の道路につくりますので、接続しますので、そういう場合には24条の申請ということで道路の一部を例えば壊してまた舗装し直すとか、側溝を入れ直すとか、そういう申請等がありますので、そういった際には強制はできませんが、町内会とご相談した上でごみ箱の設置ということで、建てた後に買った方々も困るという意味も含めて、お話しすることは可能と考えております。</p> <p>以上であります。</p>
檜山委員長	<p>松林委員。</p>
松林義光委員	<p>せっかく、おいらせ町が住みやすいと、定住促進も進めていると、子育て支援</p>

	<p>も充実していると、平たん地だということでおいらせ町に住みたいという方々が北部地区に今集中しているわけですがけれども、これも恐らく将来、今三沢市では定住促進、300万円ですか、補助するという報道もあったようです。ですから、これから三沢市からの転入も減ってくるのかなと思います。</p> <p>そこで、一番の問題は、うち建ててからそこに町内会と相談してごみ箱を設置してもらいたいと言っても、いや、もっと遠くに置いてくださいと必ず言うんですよ。一番困るのは町内会長なんです。役場では規制があつて1万平米以上なければ関与できないということです。</p> <p>それはわかるんですけれども、建つ前に、じゃあ今の緑ヶ丘9丁目、話が聞いていると、木の伐採も聞いていると、じゃあ緑ヶ丘9丁目はこれ何とかなるんですか。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>地域整備課長。</p>
<p>地域整備課長 (澤口 誠君)</p>	<p>今回の緑ヶ丘9丁目の部分については木の伐採後、土地の境界を立ち会いしてほしいということで申請を受けて立ち会いはしております。ただし、その際に今後の分譲計画があるということを知っておりましたので、これまで水路沿いについては歩道空間の確保ということで、一番三沢沿いのほうを用地を寄附していただきながら、歩ける部分のスペースを確保しておりましたので、そういった部分については現在申し出ということで、不動産屋さんへ伝えるように調査士さんとはお話ししておりました。</p> <p>ただし、今回正式に24条とか、分譲の形で正式な部分もまだ確認はしておりませんでしたので、こういった部分については今度24条等の申請等、協議等もまたあることとなりますので、そういった部分を含めてごみ箱の設置ということで、後から買った人が困るということを含めてお話しするということは、先ほども言ったように可能だと考えておりますので、強制はできませんけれども、そういう形での伝え方はしたいと思っています。</p> <p>以上です。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>松林委員。</p>
<p>松林義光委員</p>	<p>今、十和田不動産センター、私は良心的な業者だと思っております。なぜかという、8丁目ですか、三沢の「心のとも」のほうに抜ける作業場があったんですけれども、その手前の一角を十和田不動産センターで造成しております。そのごみ箱の設置場所、町に寄附しております。多分、課長御存じかと思えますけれ</p>

	<p>ども、その一角を寄附をして今町内会でそれを使っております。ですから、話しすればわかる業者かなと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思えます。答弁があったら答弁お願いします。なければ。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>ありませんか。 地域整備課長。</p>
<p>地域整備課長 (澤口 誠君)</p>	<p>先ほどお話ししたように、歩道の部分の用地の部分ということで申し出もしておりますので、そういった部分も確認も含めて、もう一度再度ごみ箱の部分についてもお話ししたいと思っております。 以上であります。</p>
<p>檜山委員長 (委員席)</p>	<p>よろしいですか。そのほかございませんか。 **なしの声**</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>なしと認め、第8款から第9款までについての質疑を終わります。 次に第10款教育費から第13款予備費までについての質疑を受けます。 123ページから154ページまでとなります。 質疑ございませんか。 川口委員。</p>
<p>川口弘治委員</p>	<p>148ページの工事プール建設工事費、このところで、私は建設にかかわって労働災害、事故等の発生はなかったでしょうか。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>社会教育・体育課長。</p>
<p>社会教育・体育課長 (田中貴重君)</p>	<p>私の中ではそういう事故があったという話は聞いておりません。 以上です。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>川口委員。</p>
<p>川口弘治委員</p>	<p>そのとおりだと思います。 実は、労働安衛法所管の監督、労働基準監督署、労働災害について発注者側との協議、発注者としての安全管理、そういうものが指導されてきていると聞いています。その辺は役場では工事担当安全管理というものについては、そういう指導は受けていますか。</p>

檜山委員長	答弁願います。 財政企画課長。
企画財政課長 (成田光寿君)	申しわけありません。特に承知してございません。
檜山委員長	川口委員。
川口弘治委員	それは、入札の財政の担当になるんですか。いや、あの、地域整備課であれば、工事の発注とか工事管理、工程管理等のそういうものとは専門の分野、技師等がいますので、最近では教育長部局といいますか、学校であるとか大型物件の建築物の発注が非常に多くなっております。工事を進める部分については、入札までは企画財政で入札をして管理をして検査をするという形にはなっているんですが、実質工事が施工されている間、業者との施工管理の書類等は検査して、受けている、その中に安全管理という部分がございます。その安全管理の工事を進めていく中で、業者さんが打ち合わせをしながら、発注者と打ち合わせをしながら安全に、安衛法に基づいた施工をしているか、その辺の認識というのは当然あるかと思いますが、担当者レベルでは町ではどうなのでしょう。そここのところの認識をお聞かせください。
檜山委員長	教育長。
教育長 (松林義一君)	学校関連、教育関連の発注も今行われていて、その際例えば百石中学校の体育館の場合のお話ししますと、工程会議と称して1週間に1回持たれております。その中に学務課所属の職員も必ず入るようにしております。 ただ、先ほどの安衛法の件については申しわけありません。私も勉強不足でして、そこは確認というか理解はしておりませんが、とりあえず学務課からも担当者が行って工程会議に参加させてもらっているということがありますので。
檜山委員長	川口委員。
川口弘治委員	認識として、工事を完工するのに当たって安全管理というもの、安全施工でこれは業者さんには、入札、落札された業者さんには求められて、また求めているはずで。それを管理しなきゃならない。そういう責務というか発注者なりの、

	<p>最近は監督署から発注者に対しての協議というんですか、安全指導という、そういう形がその業界の中では話がたまたま聞こえておまして、いろんな災防協に関する団体等の安全パトロールであるとかそういうものの参加要請とかで、何ていうんですか、安全意識の高揚、管理、安衛法の認識、改正法、さまざまな工事には、改正された安衛法のさまざまな部分が工事中には、施工している間には行われています。</p> <p>その辺もなかなか専門ではないでしょうけれども、ああいう大型物件の建築物を工事するに当たっては、長期または多様な職種の業者さんが入っております。全ては安衛法に基づいた施工、安全上の決まりがあります。その監督をする、当然監督署がそういうところを監督しておりますが、工程打ち合わせの中に、そういう知識がない打ち合わせ者が行って工程を打ち合わせをするというときには、施工業者に対する物すごい不利益に当たるというような、またそういう安衛法上無理な工程の仕方、そういう現状も起こる可能性があります。その辺について心配だったものですから、認識をお伺いしたいと質問したわけですが、どうぞ。</p>
<p>檜山委員長</p> <p>教育長 (松林義一君)</p>	<p>教育長。</p> <p>大変ありがとうございます。心してこれからも業務に当たらせたいと思います。ありがとうございます。</p> <p>実は、大きい建物に限らず、教育委員会からもさまざまな小さいというか、いろんな作業を発注しております。その中で、事故等が起こらないように細心の注意を払うようにお願いするところでもありますけれども、これからもいろいろ勉強しながら、させながら頑張りたいと思います。大変ありがとうございます。</p>
<p>檜山委員長</p> <p>地域整備課長 (澤口 誠君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>直接の回答にはならないかと思いますが、パトロール等については委員おっしゃるとおり、十和田の監督署の主催のパトロールには参加し、そういう安全意識の向上ということでも努めております。</p> <p>今週は、たしか明日だったと思うんですけども、六戸町とおいらせ町合同での安全パトロールということで、現場をピックアップしてパトロールということで実施する予定になっています。</p> <p>先ほど、大きい現場であれば、委員おっしゃるように工程会議等がありますので、そういう際には責任のある主任監督員なり監督員、そういうものが双方出席した上で、工程を含めた安全管理についてもお話なり協議なりしているという形</p>

	<p>をとっております。</p> <p>あとは通常については小さな現場等でも、やはり通常の施工管理または現場確認等がありますので、そういった際には気がついた部分また危ない部分、危険なもの、そういったものを確認した上で、業者にはそういったものの注意喚起なり、改善ということは求めている状況であるということだけご理解いただきたいと思えます。</p>
<p>檜山委員長</p> <p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>もしかしたらということでは、箱物行政の経験が長いものですから一言だけ言わせていただきます。</p> <p>プールだけに限らずいろいろなもので工程管理ってございます。発注者側で一番安全に配慮しなきゃならないのが、私個人的に川口委員のことを聞いていて、もしかしたらば工程表が非常にタイトであったり、もしくは業者さんのほうの資材が入らないなど、いろいろな条件があった場合がございますので、その段階で少し工期を延長するなり、管理者側としては安全に施工できるような配慮をするということも、やはり安全管理の中の一つという意味ではないかなと思って、改めて発注者側もそういうことを配慮すべきではないかなという思いで、今答弁させていただきました。</p> <p>以上になります。</p>
<p>檜山委員長</p> <p>学務課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>学務課長。</p> <p>先ほど教育長からもありましたけれども、教育委員会でも正式に技師という職がたしかなかったはずなんです、そういう資格を持った者が実際に現場で工程会議に出席させていただいています。大変申しわけありません。担当課の課長であります、私とその辺ちょっと勉強不足でしたのであれですけども、担当者はその辺心得て、また私もとにかく安全を優先するということは常々言っておりますので、その部分では私もこれから勉強してまいりたいと思えます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>檜山委員長</p> <p>川口弘治委員</p>	<p>川口委員。</p> <p>答弁はいいですので、今、総務課長からお話があったとおり、これは関連になるから本当は余りよくないのかと思えますが、過去にはやはりこういう学校関係</p>

	<p>と教育長部局の大型物件の建物がずっと続いていた、続いているわけですね。そういうときに学校側の意見、また教育長部局の意見、その学務担当者の工程の段階で、非常に要望が学校としての要望とか、その時期にかかわらず工程の打ち合わせで非常に、本来時期とかそういうものを考えても安全で品質のいいものができ上がるものではないという要望、そういうもののこれは工程の、タイトな工程、そういう状況を読んでも、これは受けた業者が当然発注者側の要望に応じて受けなければなりませんので、ただそういったときには多少担当者の皆さんも、その工事の工種によったどういう工程、工法で、どういったものが安衛法上必要になるのか、それくらいは施工管理の書類を工程、求めていますのでその安全管理の中なので、その知識がこの安衛法は今どう変わっているのかというものの知識はないとそういう現象の打ち合わせ等に、これが事故が起きてしまうともちろん業者の労働災害ということではいろいろな安衛法上の問題があればペナルティーが科されますが、今は監督署の見解では、発注者はどのような指導をしたんですかという管理をしているんですかということになっておりますので、今こういったお話をさせてもらっています。</p> <p>今後は担当者であると、多少の工事の特色、工事の工種よってのそういう知識を安衛法上とか、労基法上もそうですが、そういったもののレクチャーをある程度こうしてスムーズに品質のいい、安全で施工していただくようなそういう努力をしていただきたいと思います。</p>
<p>檜山委員長 (委員席)</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>なしと認め、第10款から第13款までについての質疑を終わります。</p> <p>以上で、歳出についての質疑を終わります。</p> <p>次に、実質収支に関する調書及び財産に関する調書についての質疑を受けません。</p> <p>156ページから164ページまでとなります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>平野委員。</p>
<p>平野敏彦委員</p>	<p>1点お伺いします。164ページの基金のところですが、病院健全化基金については預金利子が、基金利子が積み立てで14万3,000円あります。他のほうについてはそれぞれ積み立てしたり減額したりして、これは病院会計が黒字でないで積み立てをしないというものになりますから、143万1,000円のところが全然何も変わってきていないというところから見れば、病院経営が</p>

<p>檜山委員長</p>	<p>好ましくないので出てこないのかなという気もしますし、この基本的なところについて伺います。</p>
<p>病院事務長 (小向博明君)</p>	<p>答弁をお願いします。 病院事務長。</p> <p>では、平野委員にお答えします。 病院健全化基金については、以前病院の赤字のときの改善計画のときに、町の一般会計から基金に入れて、それを病院に繰り出したと私も聞いております。現在の部分については、病院には経営が困難になった、また病院建てるとか資金が必要になった場合の基金の積み立てということで認識しております。 以上になります。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>平野委員。</p>
<p>平野敏彦委員</p>	<p>ちょっと意味が、私理解できないんですけども、基金の目的がちゃんとあるわけですから、その目的に沿って今の決算の見ますと、利子だけが積み立てをしているということですから、健全化基金というものであれば、病院が健全経営をして利益が出れば積み立てをしていくのか、前はたしかこの基金が6億円近くあったんでないかなと記憶しておりますけれども、それで病院の改築等それに充当されて使ったような気がしたんですけども、積み立ての根拠とかそういうの、全然説明なっていないんじゃないですか。もう1回お願いします。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>企画財政課長。</p>
<p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>平野委員にお答えいたします。 この病院健全化基金につきましては、合併する前から存在するものでありまして条例の中で病院の健全化対策資金に充てるために積み立てするという事となっております。今のところ、病院は健全化されているものと、健全であるという認識のもと、一般会計からあえて繰り出しして基金に積み立てる状況ではないということで、今のところは積み立てしていない状況であります。 以上です。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>いいですか。 平野委員。</p>

平野敏彦委員	<p>今、課長が言うように、健全化対策資金として一般会計から繰り出しをして積み立てをしてきたということで理解をしますけれども、そうすれば例えば先般の議会でも病院の改築とかさまざま質問が出ているわけですから、そういうものに対応するために準備をする、そういう考え方も全然ないなという気がしますし、今特別会計の決算書を見ても、余りにも健全的な病院経営になっていないんじゃないかなという思いがあります。</p> <p>もとの基金を取り崩しする際に、病院の経営にも充当できるのか。例えば設備資金とか設備改修とか、そういうものについては前に病院の改装とかそういうものに使っていますけれども、経営にも充当できるのか、今後1点お伺いします。</p>
檜山委員長	企画財政課長。
企画財政課長 (成田光寿君)	<p>今のご質問につきましては、実際どのような形で基金を取り崩して充てるか、その病院の事業経営の不足する部分に充てられるかどうか。今現在、状況等わからない状況でありますので、後刻ちゃんと調べて平野委員にお答えしたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
檜山委員長	<p>そのほかございませんか。</p> <p>澤上 勝委員。</p>
澤上 勝委員	<p>最後に1つ確認といたしますか、聞きたいんですけれども、156ページの実質収支に関する調書でありますけれども、最終的に3番の歳入歳出の総額が出ているわけですけれども、一億六千何ぼね、これは多分監査はしていると思っておりますけれども、最終的に何々をもってこの確認がなされているのか、1ついいですか。</p> <p>それから、164ページの基金でありますけれども、この中で利息が本会計経由するのとならないのがあるような気がするし、全部本会計とっているのかもしれませんが、備考の欄には書かれていない部分がありますよ、利息が。見ると、表がすると。この中で、それが一つともう一つは財政調整基金、それから地域振興基金、それから16億、12億、金額的には財政のほうが多いわけですけれども、利息計上を見ますと3分の1になっているわけですけれども、その運用の仕方が違って金利の利息が元金が多くても少ないのか。その辺の見解。</p> <p>それからけさほど失礼ながら、162ページ、八戸地域広域の訂正が出ました。監査が終わってから訂正が出ていますから、監査の了解を得て訂正を出したの</p>

	<p>か。それからこれは昨年度の残高も見ますと、多分昨年度も訂正しなければならない部分が私はあると思いますけれども、その辺の見解をどうぞ。</p> <p>以上。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>答弁。</p> <p>企画財政課長。</p>
<p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>私から1点目のところまずお答えしたいと思います。</p> <p>監査委員の決算につきましては、監査委員の意見書にもございますとおり、一般会計特別会計、歳入歳出決算書等の諸帳簿で審査してございます。その結果で今回の決算書ができ上がっているものでございます。</p> <p>それから、けさほど財産に関する調書の162ページの出資による権利のところの訂正につきましても、きのうのうちに監査委員事務局に一応お話をして訂正する旨お知らせしてございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>答弁。</p> <p>会計管理者。</p>
<p>会計管理者 (赤坂千敏君)</p>	<p>ご質問の164ページの備考欄に何も無い、利息はどこにというご質問ですが、これは全て一般会計に繰り入れしております。</p> <p>以上です。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>ちょっと待ってください。まだ答弁あるそうです。</p> <p>企画財政課長。</p>
<p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>先ほどの答弁漏れの部分でございます。162ページ、財産に関する調書の出資による権利のところの訂正の関係でございます。昨年度のものも含めて、誤っていた部分を監査委員事務局へ行ってちゃんと確認してございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>答弁漏れ、ないです。</p> <p>じゃあ、もう一度、澤上委員、再度その部分説明してください。</p>
<p>澤上 勝委員</p>	<p>失礼しました。ごめん。</p>

<p>檜山委員長</p>	<p>34ページを見てください。備考。財政調整基金の利息は38万何ぼ。そして地域振興のほうは94万何ぼです。3倍違いますよね。その割には財政調整基金は元金が多いんですよね。どういう過程の中でこの差額が出るのか。簡単でいいですから。</p> <p>暫時休憩します。ちょっと打ち合わせ</p> <p>(休憩 午後3時48分)</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>休憩を解いて会議を開きます。</p> <p>(再開 午後3時51分)</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>企画財政課長。</p>
<p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>時間をとらせてしまいまして大変申しわけございません。</p> <p>正確なものをきちんと事実把握をして、申しわけありません。あしたきちんとした形でご報告します。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>澤上委員、どうぞ。</p>
<p>澤上 勝委員</p>	<p>再度確認をしますけれども、156ページの歳入歳出の残の確認でありますけれども、今帳簿だけの確認ということでしたよね。帳簿だけの確認で差額が出ているということです。諸帳簿っていうの。</p> <p>なぜかという、多分常識では現金、預金、定期預金という形で最終的残を確認するかと思えますけれども、その辺の見解をもう一度。</p> <p>もう一つ、先ほどの市町村圏事務組合のやつ、前年度も監査から了解をとったと言われていたけれども、議会からも多分了解をとらないとだめな事項のような気がしますけれども、その辺2点。</p>
<p>檜山委員長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>1点目、決算審査の関係のところ、ご説明いたします。</p> <p>決算審査意見書の1ページ目のありますとおり、審査の方法ということで決算書事項別明細書実質調書、財産に関する調書等諸帳簿等で審査しているものでございます。</p> <p>それから、2点目の議会のほうにもということでございますが、決算審査の平</p>

	<p>成 27 年度決算認定につきましては、昨年度の決算での認定行為、認定議決をいただいておりますので、今回提出した一般会計の決算書のほうでの提出でお願いするものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>澤上委員。</p>
<p>澤上 勝委員</p>	<p>1 点目については、私はちょっと納得、私はしかねるけれども、それはそれとして、最後のやつについては 28 年度の決算報告で金額が違うんですから、それを期首に持ってこないで減らしていますから、やはり議会の了解をとらないとだめかと思います。どうですか。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>企画財政課長。</p>
<p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>今の点につきましておわび方々説明いたします。</p> <p>今回一般会計の歳入歳出決算書の 162 ページ、財産に関する調書の (4) 出資による権利、八戸地域広域市町村圏事務組合の欄、前年度末残高が 550 万 7,000 円であるということではさほどの訂正でしたわけでございます。</p> <p>昨年度の決算書も昨年度末の現在高が 550 万 7,000 円ということでございます。そのことにつきましては、昨年度から違っていた数字になりますので、大変申しわけありませんでした。</p> <p>その手続の話になりますが、先ほども言いましたように、まず昨年度の歳入歳出決算につきましては、昨年度議会において決算認定をいただいているということ、それからかなり事務手続的な話になりますが、決算認定につきましては歳入歳出決算書をもって決算認定を行っているところでございます。よって、事項別明細書以降、それから財産に関する調書につきましては参考とする書類という位置づけでもございますので、議会認定を受ける手続としては誤りなくされておりますので、そのことをご理解いただきたいと思います。</p> <p>また、昨年度から間違っておりましたので、大変申しわけありませんでした。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>よろしいですか。澤上委員、よろしいですか。(「はい」の声あり)</p> <p>ほかにはございませんか。</p> <p>会計管理者。</p>
<p>会計管理者</p>	<p>澤上委員におわび申し上げます。</p>

<p>(赤坂千敏君)</p>	<p>先ほどの質問で、利息の関係です。34ページの財政調整基金の利子38万3,290円、そして地域振興基金運用利子94万6,000円ということで、元本自体が地域振興基金のほうが小さいのというご質問でしたけれども、単純に利率の関係でこういう状況になっております。</p> <p>以上です。</p>
<p>檜山委員長 (委員席)</p>	<p>よろしいですか。そのほかございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
<p>檜山委員長 (委員席)</p>	<p>なしと認め、実質収支に関する調書及び財産に関する調書についての質疑を終わります。</p> <p>以上で、認定第1号の質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
<p>檜山委員長 (委員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は、原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
<p>檜山委員長 (委員席)</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、認定第1号は、原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告することに決しました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本特別委員会における付託議案審査については、認定第1号、平成29年度おいらせ町一般会計歳入歳出決算認定についてまでとし、認定第2号、平成29年度おいらせ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定からの審査は、明日、引き続き行いたいと思いますが、これに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本特別委員会の付託議案の審査は、そのように取り扱うことに決めました。</p> <p>これで、本日の会議を閉じます。</p> <p>あしたの決算特別委員会は、引き続き本会議場において午前10時から付託議案の審査を行います。</p> <p>本日の決算特別委員会は、これで延会とします。</p>

事務局長 (小向正志君)	<p style="text-align: right;">(延会時刻 午後4時00分)</p> 修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。
-----------------	---